HYOSHIN

http://www.shinkin.co.jp/hyoshin/

兵庫信用金庫の現況 2019

HYOSHIN

Disclosure 2019

兵庫信用金庫の現況

地域貢献度の高い信用金庫をめざして

理事長　園田和彦

ごあいさつ

平素は兵庫信用金庫に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、当金庫の経営理念、事業方針をはじめ、財務、業務内容や地域貢献活動について分かりやすくお伝えし、より一層のご理解をいただくことを願い「兵庫信用金庫の現況2019」を作成いたしました。是非ご高覧いただき、当金庫が更に皆さまのより身近な金融機関になることができれば幸いでございます。

さて、本年5月1日に天皇陛下のご即位があり、「平成」という時代が幕を閉じ、「令和」という新たな時代が始まりました。

30年余り続いた平成を経済面から簡単に振り返れば、前半から中盤にかけては、バブル崩壊後のデフレ・スパイラルに苦しみ、後半は、その脱却を目指したアベノミクス政策により、経済は若干拡大基調になったものの、総じて実感に乏しいものでありました。そして、この間世界に於ける日本の存在感は、中国や新興国の台頭の中で、相対的に縮小を余儀なくされてきたと言えます。

もう少し詳しく見ると、平成の始まりは、地価高騰や好調な企業業績に誰しもが所謂「バブル景気」に踊り、平成元年の年末に日経平均株価は38，915円となり、史上最高値を記録しました。

しかしながら、平成2年3月に景気の過熱懸念から不動産融資を抑制するための「総量規制」が課せられたこと等を端緒に「バブル景気」が崩壊に向かい、その結果、金融機関は膨大な不良債権を抱えることになり、平成7年に地方金融機関の破綻、平成9年～平成10年にかけては、大手の銀行・証券会社が相次いで破綻するなど金融危機が発生しました。また、平成20年には米国大手証券会社の破綻を端緒とした「リーマンショック」による世界金融危機もあり、同年10月に日経平均株価は、バブル経済崩壊後の最安値となる6，994円をつけるに至り、日本経済は「失われた20年」と言われる長期低迷期が更に続く事態になりました。

その後、平成24年に第2次安倍内閣が誕生し、金融・財政・成長戦略の3本の矢からなる「アベノミクス」の登場と、翌年の「異次元の金融緩和政策」が実施されて以降は、大手企業を中心に業績の回復も見られ、過去最高益を更新する企業も相次ぎ、その景気拡大期間は高度成長期の「いざなぎ景気」を超えたとも言われていますが、成長率は1%前後と比べるまでもなく、経済再生の道半ばといったところであります。

このような平成経済の足取りの中、新しい時代を迎えたわけでありますが、グローバルな観点では、世界経済の成長鈍化懸念、米中貿易摩擦と日米貿易交渉の行方、米国の保護主義的な政策、英国のEU離脱問題等があり、国内では、人口減少・少子高齢化・労働力不足等の構造的要因や短期的には本年10月から予定されている消費税増税など、対応次第では今後長期に亘り、成長を阻害する要因になり得る課題が山積している状況であります。

また、金融機関を取り巻く経営環境は、マイナス金利政策の長期化や貸出金利低下による利鞘の縮小、有価証券運用益の確保困難といった収益環境の悪化及び上記の国内が抱える問題、急速に進むフィンテック等のIT化への対応により一段と厳しさを増しています。

このような経済金融環境の中、平成30年度の当金庫は、「顧客」、「組織」、「職員」の3つの観点を柱とした「第8次中期経営計画」の5つの基本方針、1.「情報リレーション営業の実践、事業性評価の推進」、2.「お客様本位の良質な金融サービスの提供」、3.「営業力の強化と収益・財務基盤の持続的な安定」、4.「業務効率化、業務プロセスの見直し・改善の推進」、5.「人材の育成強化と活躍の促進」のもとに質の高い金融サービスの提供を目指し、役職員一同、営業活動に努めてまいりました。

その結果、平成30年度の当金庫の業績は、厳しい経営環境の中ではありましたが、預金・貸出金ともに増加し、預金の期末残高については、前期比21億円増加の6，903億円、貸出金の期末残高については、前期比23億円増加の3，287億円となりました。また、収益面では、経常利益770百万円、当期純利益712百万円を計上することができました。

令和元年度は、「第8次中期経営計画」の最終年度となりますが、経営計画の目標とする「顧客や地域から真に必要とされる金融機関」の実現に向けて、役職員一同、引き続き営業活動に取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後ともご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

最後に皆様のご健勝とご繁栄を心よりお祈り申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

以上

令和元年6月

CONTENTS

金庫の概要
- 当金庫の概要 …… 02
- 令和元年度の事業方針 …… 03
- 兵庫信用金庫と地域社会 …… 04

経営体制
- 総代・総代会 …… 06
- 組織・役員一覧 …… 08

リスク管理体制
- 内部管理基本方針 …… 09
- リスク管理体制 …… 10
- コンプライアンス態勢 …… 12
- お客様保護態勢 …… 13

地域密着をめざして
- 中小企業の経営支援 …… 17
- お客さま満足度調査の実施報告 …… 20
- 環境推進・地域貢献活動 …… 22
- 職場環境向上への取組み …… 24
- 沿革・トピックス …… 25

営業のご案内
- 営業のご案内 …… 26
- 手数料一覧 …… 32

資料編（財務内容）
- 開示項目一覧 …… 34
- 平成30年度の業績 …… 35
- 財務諸表 …… 36
- 主な経営指標 …… 41
- 預金・貸出金 …… 42
- 有価証券に関する指標 …… 44
- その他の経営指標 …… 47
- 子会社等に関する事項 …… 50
- 自己資本の充実の状況について …… 54

店舗のご案内
- ひょうしんのネットワーク …… 64

HYOSHIN

コンセプトは未来。ひょうしんのシンボル「のじぎく」を表現しています。アーチ状になったたくさんの丸はテクノロジーとともにお客さまのニーズにお応えしながら、お客さまとともに歩みつづけていくひょうしんと、お客さまの未来のために、ニーズにあった対応を常に心がける強いリーダーシップ精神を表しています。

当金庫の概要

■ 経営理念

愛と信（まこと）と和を基に

あふるる活力により

金庫の発展をめざし

私たちの幸福（しあわせ）とともに

地域社会に価値ある存在となろう

■ ビジョン

本当に地域が望んでいるものは何かを
お客さまとの“輪”の中から見極め、
以下の三つの信用金庫を目指し
「**地域貢献度の高い金融機関**」となります。

1. **法令を守る信用金庫**
2. **収益力の強い信用金庫**
3. **活気のある信用金庫**

■ 金庫の概要 平成31年3月末現在

創　　業	昭和6年1月12日	**店 舗 数**	45ヵ店
本　　店	姫路市北条口三丁目27番地	**店外ATM**	17ヵ所
会 員 数	44,198名	**役職員数**	553名
出 資 金	2,427百万円		

■ 当金庫の主要な事業の内容

1 預金業務

■預金
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金を取り扱いしております。

■譲渡性預金
譲渡可能な預金を取り扱いしております。

2 貸出業務

■貸付
手形貸付、証書貸付および当座貸越を取り扱いしております。

■手形の割引
商業手形、でんさいの割引を取り扱いしております。

3 内国為替業務

振込、送金および代金取立等を取り扱いしております。

4 有価証券投資業務

預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

5 附帯業務

■代理業務
①日本銀行歳入代理店および国債代理店業務
②地方公共団体の公金取扱業務
③独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務
④株式払込金の受入代理業務および株式配当金、公社債元利金の支払代理業務
⑤独立行政法人住宅金融支援機構等の代理貸付業務
⑥信託代理店業務

■保護預りおよび貸金庫業務
■有価証券の貸付
■債務の保証
■公共債の引受
■国債等公共債および証券投資信託の窓口販売
■保険商品の窓口販売
■電子債権記録業に係る業務
でんさいネットによる決済サービスを取り扱いしております。

令和元年度の事業方針

■ 中期経営計画

当金庫は、平成29年度を開始年度とする期間3ヵ年の経営計画「第8次中期経営計画～50周年に向けフェーズ2、取引基盤の拡大時期～」を策定しております。

本計画におきましては、「お客様本位」を役職員共通の行動原理に据え「情報」と「サービスの質」を戦略として、「経営理念」の実現を目指しております。

また、「経営理念」に基づき、以下5つの基本方針を策定しています。

第8次中期経営計画の概要

名　　称	**第8次中期経営計画** **～50周年に向けフェーズ2、取引基盤の拡大時期～**
期　　間	**自2017年4月　1日** **至2020年3月31日**
基本方針	**1. 情報リレーション営業の実践、事業性評価の推進（顧客の観点）** **2. お客様本位の良質な金融サービスの提供（顧客の観点）** **3. 営業力の強化と収益・財務基盤の持続的な安定（組織の観点）** **4. 業務効率化、業務プロセスの見直し・改善の推進（組織の観点）** **5. 人材の育成強化と活躍の促進（職員の観点）**

■ 令和元年度事業計画

令和元年度は、第8次中期経営計画における5つの基本方針に基づき、右記の重点施策に取り組んでまいります。

当金庫は、経営サポート室を中心に本部・営業店が一体となり、情報リレーション営業への取組み強化と事業性評価の実践、並びに管理・推進体制の整備を推し進めております。

こうした取組みと並行し、職員の能力向上や外部機関・専門家との連携・活用を図りながら、ソリューション機能（課題解決機能）の充実と適切な提供により、みなさまの経営力強化に資する取組みに努めてまいります。

1. 情報リレーション営業の実践、事業性評価の推進
2. お客様本位の良質な金融サービスの提供

重点施策

（1）ソリューション機能の充実・発揮
（2）事業性評価推進体制の強化
（3）お客様本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）の確立・定着

3. 営業力の強化と収益・財務基盤の持続的な安定
4. 業務効率化、業務プロセスの見直し・改善の推進

重点施策

（1）地域特性等を重視した営業推進態勢の強化
（2）預貸金、顧客基盤・取引基盤の拡充
（3）有価証券運用・戦略の高度化
（4）内部管理態勢、リスク管理の強化
（5）収益源の多様化、経費効率化の促進
（6）店舗戦略の再構築
（7）事務処理体制の効率化・生産性向上
（8）事務管理体制の充実・強化
（9）ポスト金融検査マニュアルに向けた態勢整備

5. 人材の育成強化と活躍の促進

重点施策

（1）情報リレーション力の強化
（2）中堅・若手の育成強化、専門職能の活用
（3）女性職員の戦略的活用
（4）人事管理体制、教育訓練体制の強化

兵庫信用金庫と地域社会

ひろげましょう 心と心のおつきあい

■ ひょうしんの地域貢献に関する考え方

当金庫は、姫路・神戸を中心に県下の瀬戸内沿岸地域を主な事業区域として、地区内の中小企業者や住民が会員となって、相互に助け合い、発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の地域金融機関です。

当金庫は、経営理念の中に「地域社会に価値ある存在となろう」やビジョンとして「地域貢献度の高い金融機関」になることを掲げており、地元の中小企業並びに地域の皆さまに対して、金融を通じた地域経済への貢献が使命であると考えております。特に、皆さまからお預かりした大切なご預金は、地元で資金を必要とする方々にご融資を行い、事業や生活の繁栄のお手伝いをすることで、地域経済の持続的発展に努めております。

今後も、本業である金融機能を介した資金や情報の提供のほか、地域社会の一員として文化面や環境保全などの地道な活動を通じて、地域の皆さまとの絆をより強いものにし、広く地域社会の活性化に貢献してまいります。

※計数は平成31年3月末現在

お客様からお預かりしている預金積金について

地域の金融機関として、お客様からお預かりしている大切な財産を安全・確実に運用し、地域の発展に努めてまいります。また、お客様の資産づくりのお手伝いをするために新商品の開発やサービスの充実に向けて努力してまいります。

当金庫で取り扱いしております商品については、「営業のご案内」をご覧ください。

■預金積金残高…… 690,315百万円

貸出金以外の運用に関する事項

融資以外の運用については、運用資産の安全性や流動性を重視し、そのリスクを十分把握した上で、収益性を高めるために有価証券投資や預け金の預入等を行っております。また、経済環境の変化や金利・株価・為替等の変動に対応した運用に努めております。

有価証券の期末運用残高は、前期末比87億円増加して1,961億円となりました。

保有する有価証券と預金残高の比率(預証率)は、28.4%です。

■余資運用残高……381,800百万円

※余資とは、預け金、金融機関貸付金、買入金銭債権、有価証券のことをいいます。

今期の決算について

「顧客や地域から真に必要とされる金融機関」の実現に向け、情報リレーション営業や事業性評価等を推進した結果、預金残高は前期比21億円増加の6,903億円、貸出金残高は前期比23億円増加の3,287億円とそれぞれ増加することができました。しかしながら、金利の低下より貸出金利息及び有価証券利息が減少し、当期純利益は7億円となりました。

地域のお客様へのご融資について

お客様からお預かりしている大切な預金積金は、地元企業の健全な発展と地域社会の活性化を目的として還元しております。また、様々な事業資金や個人消費資金ニーズにお応えするため各地方公共団体の融資制度等を活用し、融資商品の拡充に努めてまいります。

当金庫で取り扱いしております商品については、「営業のご案内」をご覧ください。

■貸出金残高…… 328,772百万円
■預金積金に占める貸出金の割合…47.62%
■貸出金残高の内訳
　事業性資金…… 211,798百万円
　個人向け資金…… 80,601百万円
　地方公共団体向け資金… 36,373百万円

取引先へのご支援等について

当金庫は、地域に密着した金融機関として、地域の皆様に貢献することをめざし、財務面の問題はもとより、販路開拓、事業承継及び海外展開に向けた課題まで、お取引先の相談ニーズに幅広く対応できる態勢を整えております。様々な外部の専門機関とも連携を図りつつ、本部と営業店とが一体となってサポートに努めております。営業店ごとに定例の経営相談会を順次開催するほか、ご要望があればご相談のための訪問も実施しております。

総代・総代会

■ 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、お客さま満足度調査を実施するなど日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。

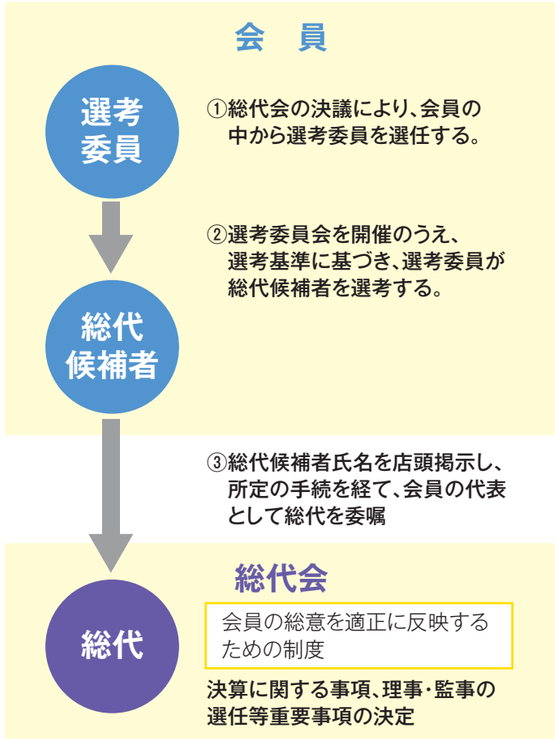

■ 総代とその選任方法

❶ 総代の任期・定数

- ●総代の任期は 2年です。
- ●総代の定数は130人で、会員数に応じて各選任区域ごとに定めています。

なお、令和元年6月末現在の総代数は128人で、会員数は44,007人です。

❷ 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
②総代候補者選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選任する。
③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

総代候補者選考基準

①資格要件	●当金庫の会員であること
②適格要件	●人格、識見に秀れ、良識をもって正しい判断ができる方 ●地域における信望が厚く、総代として相応しい方 ●金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有し、金庫の発展に寄与できる方 ●80歳未満の方 ●その他総代選考委員会が適格と認めた方

【総代が選任されるまでの手続について】

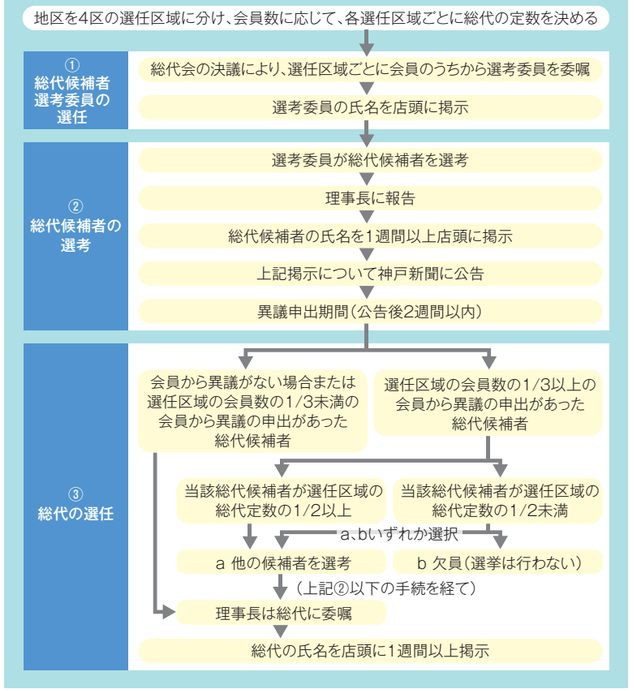

■ 第45期通常総代会の決議事項

令和元年6月18日開催の第45期通常総代会において、下記事項の報告の後、次の各議案が付議され、それぞれ原案どおり承認されました。

①報告事項
第45期（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

②決議事項
第1号議案　剰余金処分案承認の件
第2号議案　会員の法定脱退（除名）の件
第3号議案　「定款」一部変更の件
第4号議案　総代候補者選考委員12名選任の件

■ 総代の氏名

（令和元年6月末現在）※氏名の後の数字は総代への就任回数

第1地区　姫路市、たつの市、宍粟市、揖保郡及び神崎郡（52人）

朝生大吉②　阿比野剛⑦　板倉良次⑰　井上　清⑨　水田裕一郎①　大西健一⑩　大西雅之①　岡田兼明⑦　小河　智③
勝間功雄①　勝間一博①　加藤勝洋④　金城裕満③　神崎文一郎⑨　間鍋延一②　喜多村隆博⑦　木津眞人④　栗田　茂⑨
黒田昭男④　合田　博③　佐和吉敬⑨　澤田脩一⑦　重岡良則④　諏訪芳一⑩　糴川英毅①　髙島眞一郎⑨　立花　充⑥
田中康則⑨　茶畑眞一⑪　利安　武⑨　永井敬裕⑪　中尾泰三③　永岡準司⑥　服部晴明①　濱本博司⑥　早瀬竜太郎⑨
平野勝也⑦　福山一郎④　藤木浩一⑦　藤橋拓志⑦　帽田泰輔③　本田明良⑥　本田眞一郎③　前田義文⑮　松原康浩②
三木雅博⑤　水本雅史⑩　村角伸一⑧　矢野善人⑥　山野俊二⑨　横田昌彦②　横野修三⑥

第2地区　赤穂市、相生市、赤穂郡及び佐用郡（17人）

天野隆裕⑨　大木善夫⑩　小河清之③　司波尚俊⑦　重田博雄③　関　孝行⑨　竹原秀郎⑦　谷本　学⑨　塚崎　純③
寺田祐三⑨　西田欣泰②　前田哲児⑦　松井勝彦③　湊　信秀②　目木敏彦⑦　湯淺松樹④　横山弘介⑩

第3地区　高砂市、加古川市、加西市、小野市及び加古郡（9人）

太田久之②　大西俊二⑥　籠谷啓一⑦　助永嘉伸③　仲上常幸⑦　濱中幹雄⑤　林　藤雄②　圓山善輝⑦　横山喜幸⑤

第4地区　明石市、三木市（旧美嚢郡吉川町を除く）、神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市、宝塚市及び三田市（50人）

荒巻道洋①　安藤文久④　石坪浩一④　石原良樹⑤　岩佐　貢③　上田耕司⑧　榎　修滋⑦　大橋　博⑫　大道　守④
岡澤和俊⑥　岡田和代⑦　奥田一弥⑧　乙守典厚⑮　小野純夫⑧　小野成伍⑧　春日秀樹⑮　河野賢三⑧　木村康次郎⑤
小口壽一⑤　鈴木祐一③　須藤明彦②　角南忠昭⑬　髙島武郎①　武井宏之④　竹森莞爾⑦　塚本哲夫⑨　槌橋悦次①
道満雅彦⑧　富永彰良⑧　中内　仁⑥　中野宏一郎④　橋本和典③　平岡謙二②　藤　秀満⑫　藤井栄蔵⑧　藤田　勉⑦
藤田幸男⑫　藤本雅也⑤　前田靖文⑫　丸山恵右⑨　水垣宏隆⑦　南　修理④　本谷兼三⑬　安井和樹⑧　安田義雄⑨
山口　元⑤　尤　昭福⑦　吉谷博光②　米田篤史①　脇坂安知⑤

以上 128人　50音順（敬称略）

■ 総代の属性別構成比

- ●職業別／法人役員125人（97.7%）、個人事業主3人（2.3%）
- ●年代別／70代以上54人（42.2%）、60代42人（32.8%）、50代25人（19.5%）、40代7人（5.5%）
- ●業種別／製造業38人（29.7%）、卸・小売業28人（21.9%）、建設業28人（21.9%）、サービス業11人（8.6%）、不動産業7人（5.4%）、その他16人（12.5%）

※法人役員の方は属されている法人の業種で分類しています。

組織・役員一覧

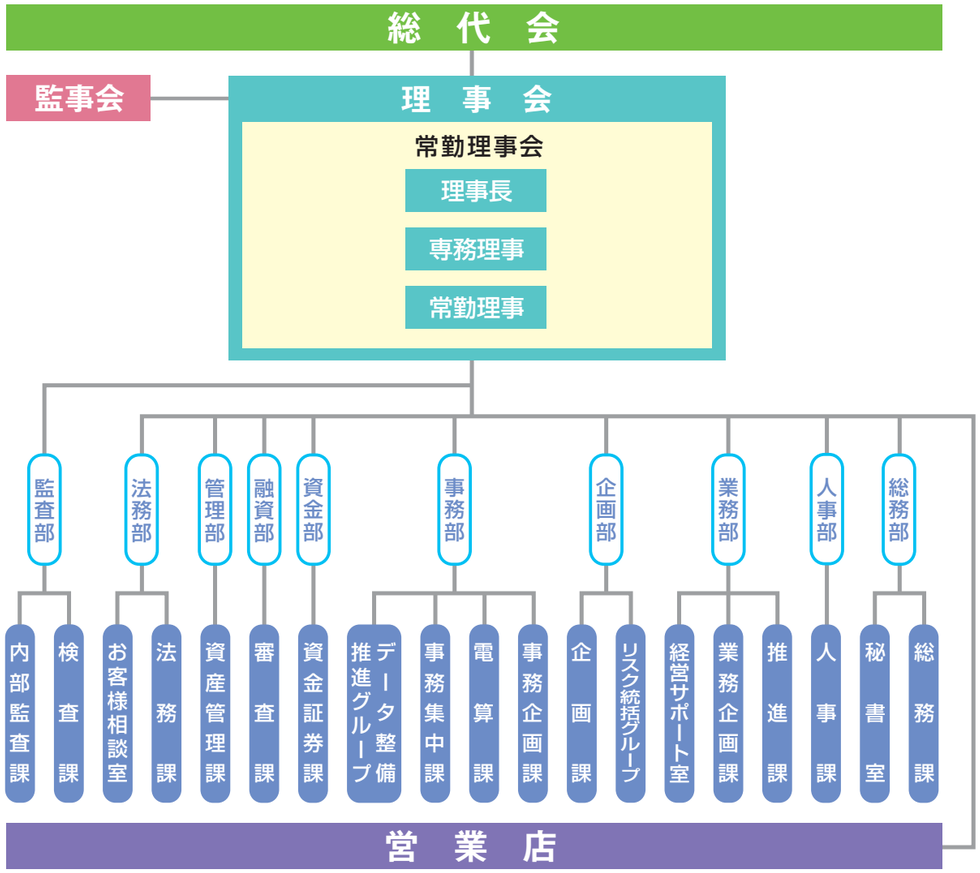

役員

理事長（代表理事）	園田和彦	非常勤理事	新　尚一（※1）
専務理事（代表理事）	清瀬省吾	非常勤理事	澤田　恒（※1）
専務理事（代表理事）	村上輝己	常勤監事	伊藤　寛
常勤理事	井上和明	非常勤監事	野澤太一郎
常勤理事	垣内良基	非常勤監事	橘　和良（※2）
常勤理事	益尾匡則		

※1　理事　新　尚一、澤田　恒は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
※2　監事　橘 和良は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

執行役員

常務執行役員	生島正章	執行役員	所　招生
執行役員	井塚　勝	執行役員	後藤　武

会計監査人

有限責任　あずさ監査法人

（令和元年6月末現在）

内部管理基本方針

当金庫はビジョンとして、地域貢献度の高い金融機関となることを掲げ、これを具現化するために「①法令を守る信用金庫、②収益力の強い信用金庫、③活気のある信用金庫」を目指しております。

また、業務の健全性や適切性を確保するための揺るぎない内部管理態勢があってこそ、地域社会と共存・共栄が可能な地域貢献型の金融機関であることを経営の方針としております。

理事会はこれらビジョンや経営の方針に基づき、以下のとおり、当金庫の業務の健全性や適切性を確保するための態勢整備に係る内部管理基本方針を定め、組織全体に周知させることにより、地域の皆様に、より一層の安心・信頼をお届けしてまいります。

内部管理基本方針

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、その実践に係る基本方針及び遵守基準を定めた「コンプライアンス・ポリシー」を策定する。かつ、役職員が遵守すべき主な法令等を列挙し、違反行為の防止や早期発見をするための具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」及びコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画を記した「コンプライアンス・プログラム」を策定する。また、各規定を全役職員に配付し組織全体に周知させる。

（2）顧客保護等管理の整備・確立についても顧客保護及び顧客利便向上の観点から経営の最重要課題の一つとして位置付け、その基本理念・対応方針等を定めた「顧客保護等管理方針」「顧客保護等管理規定」を策定し、全役職員に周知徹底する。

（3）法令等遵守・顧客保護等管理に関する事項を一元管理する統括部門を設置するとともに本部各部および営業店毎にコンプライアンス担当者を配置し、統括部門との連携を図る。また、公益通報者保護の窓口として、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属部店の上司を介さず、直接統括部門の管理者に報告・相談等を行うことができるコンプライアンス相談窓口を設置する。

（4）法令等遵守・顧客保護等管理に係る諸施策を具体的に検討・評価し、コンプライアンス体制を確立するためコンプライアンス委員会を設置する。同委員会にて、不祥事件等重大なコンプライアンス違反の恐れがあるとの結論に至った場合は、直ちに理事長に報告するとともに、付議基準に該当する案件は理事会、常勤理事会に付議する。

（5）上記の法令等遵守・顧客保護等管理に係る管理態勢に基づき、それらを補完し、コンプライアンス体制をより適切なものとするために、各下位規定を整備し周知する。

（6）監査部門は、内部管理態勢の有効性および適切性に係る検証を行い、その結果について、担当理事を通じ常勤理事会に報告する。また、年度内部監査実施状況について、担当理事を通じ、常勤理事会、理事会に報告するとともに、重要事項については、都度担当理事を通じ、常勤理事会、理事会に報告する。被監査部門に対しては、必要に応じて改善すべき事項を提案し、その改善状況を検証する。

2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（1）当金庫の理事の職務の執行に係る情報・文書は、「理事会規定」、「常勤理事会規定」等に基づき議事録を作成し、適切に保存・管理する。

（2）当金庫の理事および監事はこれらの文書を常時閲覧することができる。

3. 当金庫の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

（1）金庫業務に係る各種リスクを統合的に把握・管理し、適正なリスクの範囲内での業務運営を図るため「リスク管理基本規定」及びリスクカテゴリーに応じた管理規定を定めるとともに、年度ごとにリスク管理方針を策定し、金融情勢の変化に対応する。

（2）各種リスクを管理するリスク管理主担当部門及び各種リスクを統合し管理できる体制を整備し、リスク管理の実効性および相互牽制機能を確保する。

（3）リスク管理主担当部はリスクの状況を定期的又は必要に応じて随時ALM委員会等を通じ、リスク管理委員会に報告する。リスク管理委員会は、各担当部門が管理する各種リスクを統合的に管理し、リスク管理状況の検証およびリスク状況の報告を受け、今後の対応につき討議・検討する。また、経営に重大な影響を与える事案については理事会に対し随時報告する。

（4）監査部門は、リスク管理態勢の有効性および適切性に係る検証を行い、その結果について、担当理事を通じ常勤理事会に報告する。また、年度内部監査実施状況について、担当理事を通じ、常勤理事会、理事会に報告するとともに、重要事項については、都度担当理事を通じ、常勤理事会、理事会に報告する。被監査部門に対しては、必要に応じて改善すべき事項を提案し、その改善状況を検証する。

（5）大規模自然災害、重大なシステム障害及び風評リスク等緊急事態の発生時に生じ得る損害や影響を最小限に抑えるため、理事会により改廃される「危機管理・業務継続方針」、「緊急時対応基準（コンティンジェンシープラン）」、「業務継続基本計画」に基づき、平時より危機管理体制、業務継続体制を整備する。

4. 当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）理事会とその委任を受けた審議・決定機関である常勤理事会を一体化した意思決定・監督機関と位置づけ、それぞれの運営および付議事項等は「理事会規定（および同付議基準）」および「常勤理事会規定（および同付議事項）に定める。

（2）理事会は、業務運営・業務分掌・職務権限等に関する諸規定を策定し、効率的な職務遂行を実践する。

（3）理事会は、経営方針、経営計画、業務・態勢に係る基本方針等を定める。

5. 次に掲げる体制その他の当金庫及びその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制

（1）当金庫の子法人等の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（第3項および第4項において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制

①子法人等の担当理事は、関連会社管理規定等に基づき、子法人等から経営上の重要事項に関する報告を受ける。

②当金庫関係部及び子法人等の定例会を定期的に開催し、経営上の課題等について協議するとともに、当該子法人等の経営上の重要事項に関する報告を受ける。

③内部監査部門は、定期の又は必要があると認められるときは、法令等に抵触しない範囲において、コンプライアンス及びリスク管理の観点から子法人等への監査を行い、その結果を代表理事へ報告する。

（2）当金庫の子法人等の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

①子法人等の規模や特性等を踏まえ、業務内容に応じた管理部門を関連会社管理規定及び関連会社管理マニュアルに定める。

②子法人等担当理事及び統括部門、並びに当金庫が就任させた非常勤の取締役、監査役は、当該子法人等の取締役会、株主総会、並びに重要な会議等に出席し、リスク管理に係る諸問題を把握・検討・管理する。

（3）当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当金庫は、子法人等における業務分掌、職務権限をそれぞれ業務運営規定、職務権限規定に定めると共に関連会社管理マニュアルで詳細に明記する。

②子法人等に係る統括部門または管理部門は、相互に意思の疎通を図り、グループとしての円滑な事業運営に資するため、子法人等の規模や特性等を踏まえて定期的な会議を開催する。

（4）当金庫の子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①監査部門は、子法人等の法令等遵守態勢の有効性及び適切性に係る検証を行い、その結果は監査部門担当理事を通じ理事会等に報告する。重要事項については、都度監査部門担当理事を通じ、理事会等に報告する。

②監査部門は、子法人等及び子法人等統括部門に対しては、必要に応じて改善すべき事項を提案し、その改善状況を検証する。

③当金庫グループにおける法令違反等の未然防止と早期解決を図るため、子法人等の取締役等及び従業員も当金庫の内部通報制度を利用することができる。

6. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

（1）当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合は、理事会は監事と協議のうえ、十分検証できる能力を有する職員を配置できることとする。

7. 前条の職員の当金庫の理事からの独立性に関する事項

（1）当金庫の監事の職務を補助すべき職員の人事に関する事項の決定については、予め監事に同意を求めることとする。

8. 当金庫の監事の第6条の職員に対する指示の実効性確保に関する事項

（1）当金庫の監事の職務を補助すべき職員が監事監査業務の補助を行う場合は、監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けないこととする。

9. 次に掲げる体制その他の当金庫の監事への報告に関する体制

（1）当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告するための体制

①当金庫の理事は次に定める事項について、事態認識後直ちに監事に報告することとする。ただし、監事が出席した会議等で報告、決議された事項は対象としない。

・理事会及び常勤理事会で決議された事項
・当金庫に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
・経営状況に関する重要な事項
・内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
・重大な法令、定款違反
・公益通報の状況及び内容
・その他コンプライアンス上重要な事項

②職員は前項に関する重大な事実を認識した場合には監事に直接報告できるものとする。

③当金庫の監事は理事及び職員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができるものとする。

（2）当金庫の子法人等の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する役員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当金庫の監事に報告するための体制

①子法人等の役職員が、法令、定款違反又はその可能性のある事実を発見した場合や当金庫又は子法人等に著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合には、当金庫の監事又は法務課・人事課へ報告を行う。なお、法務課・人事課に当該報告がなされた場合にあっては、法務課・人事課は監事への報告を行う。

②当金庫の監事は、子法人等の役職員に対して、その職務において必要な事項の報告を求めることができるものとし、その要請を受けた者は、監事に対して速やかに適切な報告を行う。

③当金庫の監事は、その職務において必要な範囲において、子法人等の業務執行に係る重要な書類を閲覧できるほか、必要に応じて担当部門に説明を求めることができる。

10. 前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（1）当金庫の監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱い（人事異動や考課等の人事権に係る事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置等の一切を含む）を行うことを禁止する。当該事項をコンプライアンス・ポリシーの「公益通報者の保護について」で表明する。

11. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

（1）当金庫の監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

12. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）当金庫の監事は、理事会また常勤監事にいたっては常勤理事会、リスク管理委員会等の会議に出席し、業務の執行状況等について適切な監査の実施に努める。

（2）当金庫の監事は、会計監査人、監査部門およびコンプライアンス部門等と定期的に意見交換を行い、実効的な監査を実施する体制を確保する。

リスク管理体制

当金庫はリスク管理を経営の重要課題と認識し、リスク管理の強化・高度化に向けた取り組みなど適切なリスク管理を行うための態勢・運営により、経営の健全性確保と適切な収益の確保に努めております。

リスク管理体制の整備についても、「リスク管理基本規定」を基に各リスクの管理規定及び「年度リスク管理方針」を制定するとともに、定量的なリスク管理等を定めた「統合的リスク管理規定」、各リスクの計量化方法などを定めた「各リスク計測マニュアル」を定め、リスク管理の充実・強化に努めております。

リスク管理の体制図

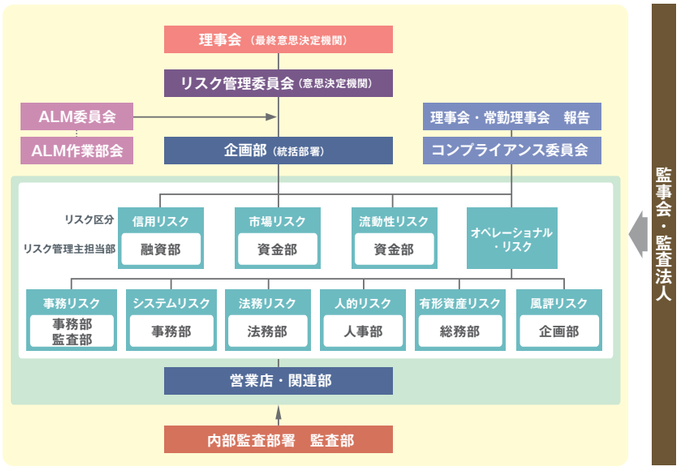

■ リスク管理体制の概要

当金庫は、リスクの種類に応じたリスク管理部署を設置するほか、経営陣によって構成された『リスク管理委員会』を設置し、金庫全体のリスク状況を統合的に把握・管理する体制をとっております。

『リスク管理委員会』ではリスク状況を定期的に議論するほか、金融環境の変化時には即座に同委員会を開催するなど機動的な態勢をとっております。更に、リスク管理の実効性を確保するため、組織上独立した内部監査部署による内部監査、監事および監査法人による外部監査を実施しております。

■ 統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等のリスクを各カテゴリー毎に評価し総体的に捉え、定量的に把握・合算したリスク総量を経営体力(自己資本)と比較・対照する等の方法により適切な管理を行うことです。

市場リスクおよび信用リスクについては、それぞれバリュー・アット・リスク（VaR）を計測しています。またオペレーショナル・リスク相当額の算出については、バーゼルⅡにおける基礎的手法を採用しています。

当金庫では、最低所要自己資本比率や健全性の確保を考慮したリスク限度枠を設け、収益計画や市場動向を勘案し市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク、預貸金の金利リスクの各リスクにリスク資本の配賦を行っています。これらのリスク限度枠やリスク資本の配賦はリスク管理委員会での協議を経て理事会で決定しています。

当金庫は、経営として許容できる範囲にリスクを制御し適正な収益を上げるため、統合的なリスク管理態勢の整備及び充実に取り組みしております。

信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の業況が悪化し貸出金などの元本や利息の回収が困難となり損失を被るリスクです。当金庫は、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を定めた「クレジットポリシー」を制定し、役職員に理解と遵守を促し、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。更に、与信先の信用度を反映した信用格付制度の導入やリスクに見合う貸出金利のプライシング設定などによりリスク管理の強化に向け取り組みしております。

また、「資産査定規定」「資産査定実施マニュアル」「償却及び引当規定」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率により算出された貸倒引当金は、その結果につき、監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

信用リスク管理システム

信用リスク管理態勢強化の一環として信用リスク管理システムを導入しております。

信用リスク管理システムは、「格付システム」「自己査定システム」「実績率システム」「償却引当システム」「計量化システム」で構成されており、法人信用格付・個人事業主格付並びに随時査定・月次査定等を通じて貸出資産の健全性確保および不良債権の発生未然防止に努めております。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利や有価証券の価格、為替などの相場が変動することにより、保有する資産の価格が変動し、損失を被るリスクのことです。

当金庫では、経営体力に応じたリスクの範囲内で、健全性を重視し、さらに収益性を高めることを基本とし、統合的に管理しています。

また、債券の種類別残高や低格付債券ならびに仕組商品残高の限度額等の遵守状況や損益状況等の適切なモニタリング体制にくわえ、バリュー・アット・リスクによるリスク限度額および日次のアラームポイントを設定し、相場変動に伴う損失を一定範囲内に制御する体制を整えております。

バックテスティング

日次ベースで算出されたバリュー・アット・リスク(VaR)量と評価損益との関係を検証するバックテスティングを実施しています。予測したVaR量を上回る評価損失が発生した場合は、リスク管理委員会を開催しリスク管理方針や運用計画等について協議する態勢としています。

ストレステスト

ストレステストとは、「起こりうる可能性はあるが、通常のリスク管理からは除外して考える」ような市場の大きな変化に対して、保有する資産の価値がどの程度毀損するかを把握する手法です。

当金庫は、「金利125BP上昇と株価20%下落及び為替20%変動」をストレス事象と定義しストレステストを行っています。これは、ブラックマンデー時の株価下落と運用部ショック時の長期金利上昇及び1998年通貨危機時の為替変動を想定したものです。この他、「VaRバックテスト超過時の市場環境」によるストレステストを行い損失額を把握しています。

金利リスク管理

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫は、定期的に評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、銀行勘定の全ての資産、負債、オフバランス取引を対象に、一定のストレス的な金利変動シナリオを想定した場合に発生する損失額(金利リスク)の計測や、金利更改期を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響などを定期的に評価し、ALM委員会等で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告するなど、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期しない資金流出により資金繰りが悪化したり、著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクです。当金庫では、安全性を優先し、健全な資金ポジションの構築、維持を図ることを基本としております。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、「内部プロセス・人・システムが不適切あるいは機能しないこと、または外部要因により生じる損失に関するリスク」をいい、事務リスク・システムリスク等を含む広義の概念です。オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、「リスク管理基本規定」や各種リスク管理規定を踏まえ、組織体制を整備するとともに、リスクの顕現化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めています。

また、「お客様相談室」の設置による苦情・トラブルに対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティー体制の整備、各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理態勢の整備に努めております。

なお、当金庫のオペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法を採用しております。

事務リスク

事務リスクとは、預金や融資、為替等の事務を適切に処理しなかったため生じる事故、不正等を起こすことで損失を被るリスクをいい、当金庫では、事務規定の整備、臨店検査、店内検査、並びに事務指導、研修体制の強化により、事務リスク発生の未然防止の措置を講じ、事務品質の向上に努めております。

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止または誤作動により損失を被ったり、不正使用や情報漏洩等によって損失を被るリスクをいいます。当金庫では、システムの管理手順を定め、システムの安全かつ円滑な運用と不正防止のための管理態勢をとっています。また、定期的に外部監査を受け、システムの信頼性・安全性の確保に努めております。

法務リスク

法務リスクとは、当金庫の経営やお客様とのお取引などにおいて、法令や契約書および金庫内部規定や社会規範等を遵守しないことから生じる損失・損害を被るリスクをいいます。当金庫は、経営理念、企業行動綱領、コンプライアンス・マニュアル等に基づき、態勢の整備を行い、地域社会からより信頼される企業づくりに取り組んでまいります。

人的リスク

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正および差別的行為(セクシャルハラスメント等)から生じる損失・損害を被るリスクをいいます。当金庫は、各種人事関連規定の整備や通報窓口の設置など公正な人事運営に努めるとともに、教育・研修や職場指導等により、適切な管理を行っております。

有形資産リスク

有形資産リスクとは、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損失を被るリスクをいいます。当金庫は、適切な管理態勢の整備とリスク軽減に向けた取り組みを進めております。

風評リスク

風評リスクとは、当金庫に関する報道、記事、噂等により当金庫の評判が低下し、信用が毀損されることにより生じる損失・損害を被るリスクをいいます。当金庫は、これからも、「地域社会に価値ある存在」となるよう地域密着の信用金庫を目指し、お客様との強い信頼関係の構築に努めてまいります。

コンプライアンス態勢

■ コンプライアンス態勢

コンプライアンスとは、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を全うすることです。

当金庫では、高い企業倫理に従って透明で公正な事業活動を行うべく、コンプライアンスを経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、コンプライアンスへの積極的な取組みを行っております。

組織体制としては、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに係る諸施策を具体的に検討・評価、指示するとともに理事会等への報告・提議を行うなど、一連の事案を総合的に管理しております。また、コンプライアンス統括部署として、平成17年1月に「法務部」を新設し、コンプライアンス態勢のさらなる強化を図っております。

啓発活動としては、「コンプライアンス・ポリシー」「コンプライアンス・マニュアル」等の規定を全職員に配付、また、本部研修、各部店での勉強会を定期的に実施し、コンプライアンスの啓発・指導に努めております。

平成17年4月から「個人情報保護法」、平成28年1月から「マイナンバー法」が施行され、当金庫におきましても、「個人情報保護宣言」にてお客様の個人情報の利用目的を公表する等、同法律に基づいた個人情報保護管理体制の整備を行っております。

また、平成18年4月施行の「公益通報者保護法」に対応する態勢も整えております。

これからも、コンプライアンスを最優先させ、地域社会からより信頼される企業づくりに取り組んで参ります。

《 コンプライアンス組織体制図 》

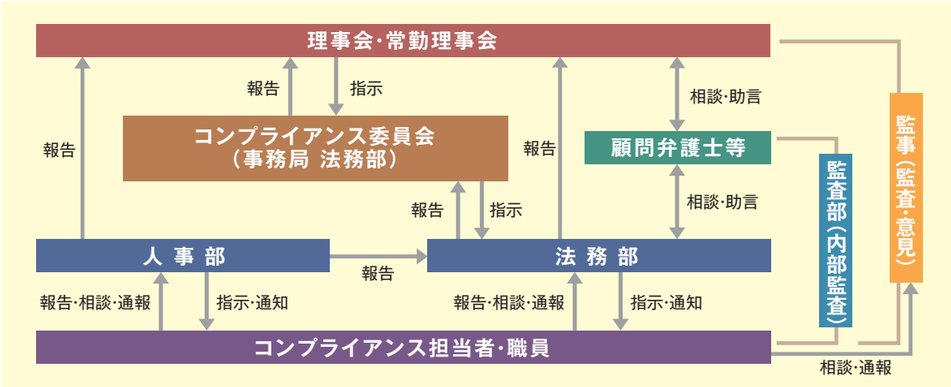

■ 当金庫の企業行動綱領

1. 信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。
2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
4. 経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。
5. すべての人々の人権を尊重する。
6. 従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。
7. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
8. 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。
9. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

（「コンプライアンス・ポリシー」より）

お客様保護態勢

■ 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、信用金庫業務を通じ、「愛と信と和を基に、あふるる活力により金庫の発展をめざし、私たちの幸福とともに地域社会に価値ある存在となろう」という経営理念のもと、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）について、下記の考え方、方針に基づき適正かつ厳格に取扱うことを宣言いたします。

制定日　平成17年 4月 1日
改定日　平成30年 1月 1日
兵庫信用金庫
理事長　園田和彦

個人情報保護方針

1. 当金庫は、お客様の個人情報等の取扱いに関し、個人情報等の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。
2. 当金庫は、個人情報等の取得、利用にあたっては、その利用目的を特定することとし、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報等の取扱い（目的外利用）はいたしません。また、目的外利用を行わないために、適切な管理措置を講じます。
3. 当金庫は、ご本人の同意を得ている場合、法令に基づく場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供することはいたしません。
4. 当金庫は、個人情報等の取扱いに関する苦情及び相談を受けた場合は、その内容について迅速に事実関係等を調査し、合理的な期間内に誠意をもって対応いたします。
5. 当金庫は、取得した個人情報等を適切に管理するため、組織的・人的・物理的・技術的な安全対策措置を講じ、個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止及び是正に取り組みます。
6. 当金庫は、社会情勢・環境の変化を踏まえて、継続的に個人情報保護に関する個人情報保護マネジメントシステムを見直し、個人情報保護への取り組みを改善していきます。

個人情報等の取扱い

1. 個人情報とは

本個人情報保護宣言における「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

- 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所、氏名、電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。
- お客様の個人情報は、
  ①預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
  ②営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客様から取得した事項
  ③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」、等の入力事項
  ④各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
  ⑤その他一般に公開されている情報
  等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

- 当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用 します。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。
- お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示及び提供することはございません。

A. 個人情報（個人番号を含む場合を除きます）の利用目的

（利用目的）
①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
③預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
⑦他の事業者等に個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
⑬その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

（法令等による利用目的の限定）
①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的
①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
④金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
⑤国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
⑥非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
⑦預金口座付番に関する事務のため
上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

- 当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客様は、お取引のある営業店もしくは下記のお問合せ先までお申出下さい。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つようにいたします。

4. 個人情報等の開示・訂正等、利用停止等について

- お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人（又は正当な代理人）であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- お客様本人から、利用目的の通知、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の訂正、追加、削除または利用停止、消去及び第三者への提供の停止のご要望があった場合には、必要な調査を行ったうえで遅滞なく応じます。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客様からの個人情報等の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- 以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記のお問い合わせ先までお申出下さい。手続に必要な書面の様式、ご本人又は代理人であることの確認方法等についてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

6. 委託について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。
■ キャッシュカード発行・発送に関わる事務
■ ダイレクトメールの発送に関わる事務
■ 情報システムの運用・保守に関わる業務

7. 加盟する認定個人情報保護団体について

当金庫は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会員です。同協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。
（苦情・相談窓口）　日本証券業協会　個人情報相談室　TEL：03−3667−8427
ホームページ：http://www.jsda.or.jp/

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記のお問合せ先までご連絡下さい。

【個人情報保護管理責任者】 兵庫信用金庫 法務部担当理事
【個人情報等に関する相談窓口】 兵庫信用金庫 法務部
フリーアクセス：0120-685-123（受付時間 平日 8:45～17:00）
Eメール：houmubu@hyoshin.jp

■ 金融商品販売に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、金融商品の販売等に際して、各種法令等を遵守し、適正な勧誘・販売に努めます。
2. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
3. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
4. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
5. 当金庫はお客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
6. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

（注）当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の『企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務』および『個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更』に関しても本勧誘方針を準用いたします。

■ 「お客様相談室」の設置

平成18年2月に苦情・トラブル対応専任部署として法務部内に「お客様相談室」を設置し、お客様からの苦情等に対して、迅速、的確に対応できる体制を構築しております。

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店またはお客様相談室で受け付けています。

❶苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
❷事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等およびお客様相談室にて連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
❸苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。
苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

兵庫信用金庫 お客様相談室	住　　所	〒670-0935　姫路市北条口三丁目27番地
	フリーアクセス	フリーアクセス ひかりワイド FREE 0120-685-123　受付時間／平日 9:00～17:00
	受　付　媒　体	電話、文書、面談、Eメール（houmubu@hyoshin.jp）

※お客さまの個人情報は、苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

❹当金庫のほかに、一般社団法人 全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記お客様相談室にご相談ください。

全国しんきん相談所 （一般社団法人 全国信用金庫協会）	住　　所	〒103-0028　東京都中央区八重洲1-3-7
	電　話　番　号	03-3517-5825
	受　付　日　時	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く）　9:00～17:00
	受　付　媒　体	電話、文書、面談

❺兵庫県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、お客様相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。尚、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

名　　称	兵庫県弁護士会 紛争解決センター	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住　　所	〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー 13階	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	078-341-8227	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日時	月～金（祝日、お盆、年末年始除く） 9:00～17:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～15:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00

※上記東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、「現地調停」「移管調停」の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。詳しくは東京三弁護士会、全国しんきん相談所またはお客様相談室にお尋ねください。

❻当金庫の苦情等の対応
当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。
（1）営業店および各部署に責任者としてコンプライアンス担当者をおくとともに、お客様相談室がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
（2）苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署およびお客様相談室が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
（3）苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて対応状況の進捗に応じた適切な説明を当該営業店・部署あるいはお客様相談室から行います。
（4）お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介いたします。
（5）紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
（6）お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
（7）苦情等への対応が実効あるものとするため、監査部およびコンプライアンス委員会が検証する態勢を整備しています。
（8）苦情等に対応するため、関連規定等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
（9）お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
（10）苦情等への取組体制

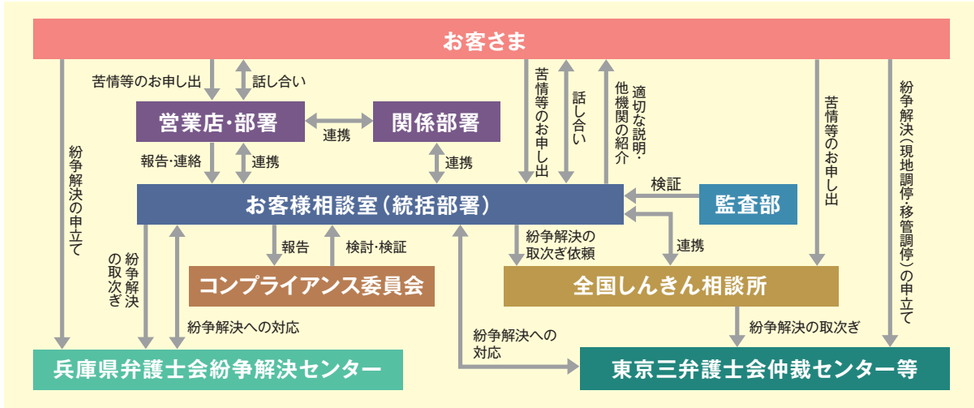

■ 振り込め詐欺救済法への対応

平成20年6月21日に「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（いわゆる「振り込め詐欺救済法」）が施行されました。

この法律は、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ滞留している犯罪被害金を振り込め詐欺等の犯罪被害に遭われた被害者の方に返還する手続等について定めた法律です。

当金庫では、法律の定める手続により被害に遭われた場合の資金の返還対応に努めてまいります。振込先が当金庫の方は、右記の連絡受付窓口までご相談ください。

尚、振込先の預金口座が当金庫の預金口座でない場合は、振込先の金融機関にご相談ください。

■ 金融円滑化への対応

当金庫では、「地域金融円滑化のための基本方針」「金融円滑化管理方針」「金融円滑化管理規定」等を策定し、地域金融の円滑化に必要な措置・態勢整備を図っており、その一環として、新規融資や貸付条件の変更等の申込等に対するお客様からの苦情相談への対応体制についても適切に整備を行っております。

尚、お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情相談につきましても、右記の相談窓口をご利用ください。

振り込め詐欺等の犯罪に利用された預金口座に関する情報については、順次「預金保険機構」のホームページでご覧になれます。

●預金保険機構のホームページ
URL：https://furikomesagi.dic.go.jp/

「振り込め詐欺救済法」及び貸付条件の変更等に関する苦情相談お問い合わせ窓口

お客様相談室（フリーアクセス）

フリーアクセス ひかりワイド FREE **0120-685-123**

受付時間／平日　9:00～17:00

■ 偽造・盗難キャッシュカード被害が発生した場合の補償

万一、個人のお客様が被害に遭われた場合は、原則として当金庫が被害額を補償させていただきます。ただし、お客様に「重大な過失」または「過失」がある場合には、被害額の全部または一部について当金庫が補償いたしかねる場合がございますので、十分ご注意下さい。

被害額の補償範囲

	お客様に重大な過失または過失がなかった場合	お客様に過失があった場合	お客様に故意または重大な過失があった場合
偽造キャッシュカード被害	原則として被害額の全額を補償させていただきます ※1		被害額は補償いたしかねる場合があります
盗難キャッシュカード被害	原則として被害額の全額を補償させていただきます ※2	原則として被害額の75%を補償させていただきます ※2	

※1 補償にあたっては、当金庫所定の書類をご提出いただくとともに、キャッシュカードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査にご協力くださいますようお願いいたします。
※2 補償を請求するためには、次の要件を満たしている必要があります。
①キャッシュカードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行なわれていること
②当金庫の調査に対し、お客様より十分な説明が行なわれること
③お客様が当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることやその他盗難にあったことを推測するに足る事実の確認ができるものを示していること

お客様の重大な過失となりうる場合

❶ 他人に暗証番号を知らせた場合 ※
❷ 暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
❸ 他人にキャッシュカードを渡した場合 ※
❹ その他 ❶～❸ までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められる場合
※病気の方が介護ヘルパーなどに対して暗証番号を知らせたうえでキャッシュカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

お客様の過失となりうる場合

❶ 次の【1】または【2】に該当する場合

【1】当金庫から生年月日などの推測されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行なわれたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合であり、かつ、キャッシュカードをそれらの暗証番号を推測させる書類等（免許証、健康保険証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合

【2】暗証番号を安易に他人が認知できるような形でメモなどに書き記し、かつ、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合

❷ ❶のほか、次の【1】のいずれかに該当し、かつ、【2】のいずれかに該当する場合で、これらの事由が相まって被害が発生したと認められる場合

【1】暗証番号の管理
ア. 当金庫から生年月日などの推測されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行なわれたにもかかわらず、生年月日、自宅の住所・地番・電話番号、勤務先の電話番号、自動車などのナンバーを暗証番号にしていた場合
イ. 暗証番号をロッカー、貴重品ボックス、携帯電話など当金庫の取引以外で使用する暗証番号としても使用していた場合

【2】キャッシュカードの管理
ア. キャッシュカードを入れたお財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど、他人に容易に奪われる状態においた場合
イ. 酔ていなどにより通常の注意義務を果たせなくなるなどキャッシュカードを容易に他人に奪われる状況においた場合

❸ その他❶、❷ の場合と同程度の注意義務違反があると認められる場合

盗難キャッシュカード被害が発生した場合の留意点

お客様に故意、重大な過失または過失があった場合のほか、次のケースにも補償いたしかねる場合があります。

①被害に係る当金庫への通知が被害発生日の30日後までに行なわれなかった場合

②お客様のご親族様などによる引出しの場合

③被害状況についての当金庫に対するお客様のご説明において、重要な事項について偽りがあった場合

④戦争、暴動などによる著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してキャッシュカードが盗難された場合

時間／平日 9:00～17:00

中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組状況

当金庫は、ビジョンとする「地域貢献度の高い金融機関」を目指し、「地域密着型金融の取組方針」を策定し、その達成に向けて日々活動してまいりました。このたび、平成30年度における同計画の主な取組実績を公表いたします。また、同計画の詳細な内容につきましては、ホームページ（http://www.shinkin.co.jp/hyoshin/）において公表しておりますので、ぜひご覧ください。

当金庫は、地域密着型金融を地域金融機関の使命として捉え、自主性・創造性を発揮しつつ、恒久的に、その推進・深化に取り組んでまいります。

■ 主な取組み

①経営サポート室を中心に、販路開拓、専門家派遣支援等の各種経営課題の解決に取り組みました。

②経営革新等支援機関の認定を受け、経営改善計画書策定のサポート等、より一層お取引先企業の経営支援に努めています。

③ひょうご中小企業技術・経営力評価制度に積極的に取り組み、取引先7件の申請を取り次ぎました。

④経営相談会を24ヵ店で実施しました。

⑤経営改善支援先を30先選定し、経営改善支援に取り組みました。

経営革新等支援認定機関について

当金庫は、平成24年8月に中小企業経営力強化支援法が施行された事に伴い、経営改善に取り組む中小企業者に対して、今後も継続して専門性の高い支援事業を実現していく為に、認定申請を提出し、「経営革新等支援機関」に認定されました。

「経営革新等支援機関」を認定する目的・効果としては、中小企業・小規模事業者の経営課題は、多様化・複雑化しており、既存の中小企業支援者に加え、金融機関や税理士法人等の専門性を有する支援事業を行う者の認定を通じ、各支援機関が連携を図り、中小企業・小規模事業者に対して専門性の高い支援事業を実現する事により、地域全体における支援機能の質を高め、中小企業・小規模事業者に対する支援の輪が一層広がる事を期待しております。

尚、自ら経営改善計画等の策定が困難な中小企業・小規模事業者を対象に「経営革新等支援機関」が経営改善計画策定支援を行うことにより、中小企業・小規模事業者の経営改善・事業再生を促進しております。

＊ 経営改善計画策定支援に要する費用等については、総額の2/3（上限200万円）まで、「経営改善支援センター」が支援します。
＊「経営革新等支援機関」とは、中小企業の経営相談等に関して専門的知識や実務経験が一定レベル以上ある者として、「中小企業経営力強化支援法」に基づき、国の認定を受けた公的な支援機関。主な認定支援機関として、税理士・税理士法人・公認会計士・中小企業診断士・弁護士・金融機関等があります。

ひょうご中小企業技術・経営力評価制度について

この制度は、公益財団法人ひょうご産業活性化センターが技術力・ノウハウや経営力・成長性を評価した評価書を発行し、企業価値のアピール、円滑な資金調達を支援する制度です。

兵庫県内に事業所を有し保証協会の保証対象業種に属する中小企業の皆様が利用できます。

経営相談会について

地域の中小企業・小規模事業者の皆様の幅広い分野にわたる相談事にお応えし、皆様の成長・発展をご支援させていただくことで地域経済の活性化のお役に立ち、地域社会と当金庫の共存・共栄を実現するために経営相談会を開催しております。（詳しくは26ページ"ひょうしん経営相談業務"をご覧ください。）

■ 経営改善支援等の取組実績 （30年4月～31年3月）

（単位:先数）　（単位:%）

		期初債務者数 A	うち経営改善支援取組先数 α	αのうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β	αのうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 γ	αのうち再生計画を策定している全ての先数 δ	経営改善支援取組率 α/A	ランクアップ率 β/α	再生計画策定率 δ/α
正常先	①	2,999	0	0	0	0	—	—	—
要注意先 うちその他要注意先	②	1,334	23	3	19	22	1.7%	13.0%	95.7%
要注意先 うち要管理先	③	0	0	0	0	0	—	—	—
破綻懸念先	④	383	7	0	7	5	1.8%	0.0%	71.4%
実質破綻先	⑤	92	0	0	0	0	—	—	—
破綻先	⑥	21	0	0	0	0	—	—	—
小　計（②～⑥の計）		1,830	30	3	26	27	1.6%	10.0%	90.0%
合　計		4,829	30	3	26	27	0.6%	10.0%	90.0%

（注）「再生計画を策定している先数δ」とは「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」＋「RCCの支援決定先」＋「金融機関独自の再生計画策定先」を記載しております。

■ 創業・新事業支援融資実績 （30年4月～31年3月）

	件数	金額（単位:百万円）
創業・新事業支援融資実績	26	107

■ 中小企業再生支援協議会等の活用実績 （30年4月～31年3月　当金庫持込み分）

	先数
中小企業再生支援協議会	1
保証協会経営サポート会議	0

■ 個人保証・不動産担保に過度に依存しない融資の取組状況 （30年4月～31年3月）

	件数	金額（単位:百万円）
技術評価制度利用融資	3	65
動産・債権譲渡担保融資	10	165
財務制限条項活用融資	22	2,423

■ 地域金融円滑化のための基本方針

兵庫信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき地域金融の円滑化に全力を傾注して取組んでまいります。

1.取組方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取組みます。

2.金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

○金融円滑化への対応を定めた、「金融円滑化管理方針」および「金融円滑化管理規定」を制定します。

○本部に金融円滑化統括責任者および金融円滑化管理責任者を設け、取組状況に関する検討・分析、並びに、関連部署への指示・指導を徹底します。

○営業店において、営業店長を金融円滑化営業店責任者および融資担当役席を金融円滑化営業店担当者として選任し、お客様からの「金融円滑化相談窓口」として対応します。

3.他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や兵庫県信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

■「経営者保証に関するガイドライン」について

中小企業・小規模事業者等(以下「中小企業」という)の経営者の方々による個人保証(経営者保証)の課題解決を目的に、日本商工会議所と全国銀行協会を共同事務局とする「経営者保証に関するガイドライン研究所」では、中小企業(債務者)や経営者(保証人)、金融機関(債務者)の自主的なルールとして「経営者保証に関するガイドライン」を策定しました。

平成26年2月1日以降、当金庫と中小企業の経営者の皆さまとの間で、新たに保証契約を締結する場合、既存の保証契約の見直しや保証債務の整理をする場合等にこのガイドラインが適用されることとなります。

また、当金庫では、中小企業の経営者の方からのガイドラインに関する窓口を以下のとおりご用意しております。

兵庫信用金庫 本支店窓口 及び
融資部 TEL.079-282-1259

※なお、お客様からの貸付条件の変更等及び上記ガイドラインに関するご意見や苦情相談は、下記の相談窓口をご利用ください。

兵庫信用金庫　お客様相談室　フリーアクセス・ひかりワイド FREE **0120-685-123**　受付時間／平日　9:00～17:00

■「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また経営者保証の必要性についてはお客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、平成30年度に当金庫において新規に無保証で融資した件数は573件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は11.17%です。保証契約を解除した件数は11件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)は、お申し出がありませんでした。

■ 当金庫の金融仲介の取組みについて

平成28年9月、金融庁より、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価するための指標として、「金融仲介機能のベンチマーク」が策定・公表されました。

当金庫では、地域密着型金融の推進、金融仲介機能の発揮に向けた取組みを実施しております。その取組みの自主点検・自主評価を行うために、ベンチマーク指標等を活用しております。

(ベンチマークの各指標は平成31年3月末基準)

当金庫がメインバンクとして取引を行っている企業のうち、経営指標の改善が見られた先数、融資額の推移

メイン先数(グループベース)	504
メイン先の融資残高(億円)	978
経営指標が改善した先数	236

経営指標等が改善した先に係る3年間の事業年度末の融資残高の推移(億円)	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末
	453	486	510

ソリューション機能の充実・発揮　**事業性評価推進体制の強化**

取引先企業の経営改善や成長力の強化

ライフステージ別の与信先数(先数単体ベース)、融資残高

	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
与信先数　(先数)	4,850	361	327	3,408	233	521
融資残高　(億円)	2,073	107	170	1,425	81	287

■信用保証協会や日本政策金融公庫と協調した融資支援

■創業補助金事業申請に対する助言対応等の支援

当金庫が関与した創業件数	36
当金庫が関与した第二創業件数	4

■川上・川下ビジネスネットワーク事業をはじめとするビジネスマッチングや各種商談会、物産展等への出展の推進・提案

■公的機関や連携機関からの専門家派遣紹介を活用した課題解決

■ひょうご中小企業技術・経営力評価制度を活用した評価書取得の支援や事業性評価による経営課題解決

■経営改善計画書の策定や定期的なモニタリング活動、適切な助言等による経営改善支援

■中小企業再生支援協議会の利用促進、公的機関や連携機関からの専門家派遣紹介など、関連機関との連携による経営改善支援

■中小企業再生支援協議会、信用保証協会や公的機関等との連携による事業再生等の支援

■公的機関や連携機関からの専門家派遣活用による円滑な事業承継支援やM&A支援

当金庫が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況(先数)

条件変更総数	好調先	順調先	不調先
313	26	10	277

事業性評価に基づく融資の取組み

	先　数	融資残高(億円)
事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資残高	214	146
上記計数の全与信先数および当該与信先の融資残高に占める割合	4.4%	7.0%

第14回お客さま満足度調査の実施報告

平素は、兵庫信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

過日、当金庫をご利用のお客さまにご協力いただきました「お客さま満足度調査」の結果につきまして、以下のとおりご報告申し上げます。

当金庫は、この度のアンケート調査結果ならびに貴重なご意見・ご要望を経営、業務運営に反映し、なお一層、お客さまに愛される信用金庫を目指してまいりますので、今後ともご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

■アンケート実施内容

①実 施 日　平成31年2月27日(水)～平成31年3月14日(木)
②対 象 者　アンケート数　2,500先
　　回答数　2,494先(回答率 99.76%)
　　(会員のお客さま 1,062先 / 一般のお客さま 1,432先)
③調査方法　店頭および渉外係持参による調査を実施

■回答者の属性

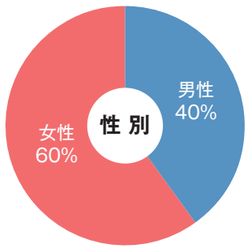

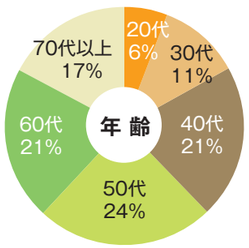

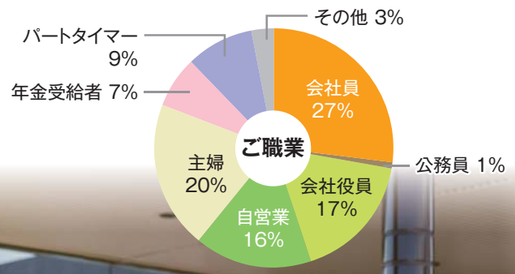

Q1 店舗は清潔で明るいですか

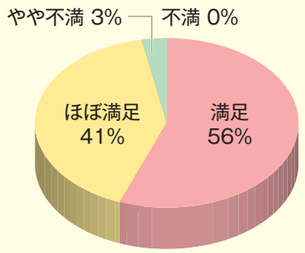

「満足」「ほぼ満足」で97%のご回答をいただきました。これからもより一層清潔で、明るい店舗作りに努めてまいります。

Q2 窓口係や電話での対応は親切で言葉遣いは丁寧ですか

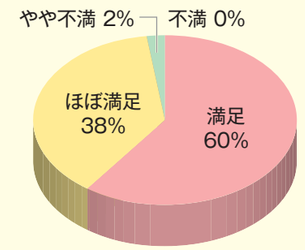

98%のお客さまから「満足」「ほぼ満足」のご回答をいただきました。金庫の顔となる窓口、電話応対につきまして、より一層お客さまにご満足いただけるよう、引続きCSの向上に努めてまいります。

Q3 窓口の待ち時間はいかがですか

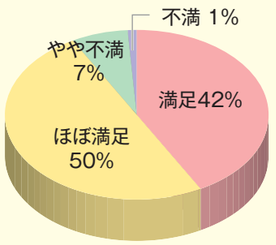

92%のお客さまから「満足」「ほぼ満足」のご回答をいただきましたが、一方で8%のお客さまから「不満」「やや不満」のご回答もありました。正確な事務処理を心掛けていますが、迅速な事務処理を図り、より一層「満足」のご回答をいただけるよう努めてまいります。

Q4 渉外担当者はお客さまのご要望に沿った商品提案を行っていますか

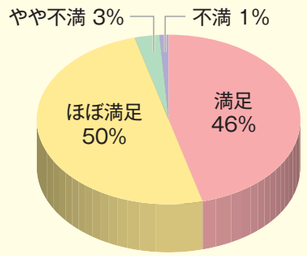

商品提案については適切かつ分かり易い説明を心掛けていますが、一方的な提案にならないよう、引続き改善に努めてまいります。

Q5 ご融資の申込や返済条件等のご相談に対する印象はどうですか

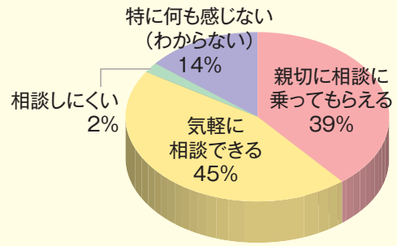

「親切に」「気軽に」相談できる印象があると84%のお客さまからご回答をいただきました。引続きお客さまのニーズ、ご要望に応える、支援できる体制整備に努めてまいります。

Q6 ご融資、各種ローンに対する取組姿勢についてどのようにお感じですか

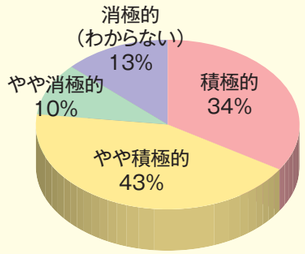

ローン商品の充実を図り、地域のお客さまの資金需要やご期待にお応えできるように、より一層積極的に取組んでまいります。

Q7 事業者の方へのビジネスマッチングや各種専門家派遣など、経営支援を実施していることをご存知ですか

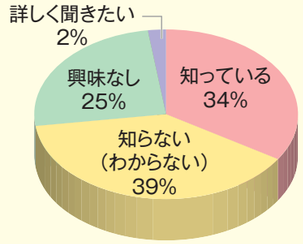

資金ニーズにお応えするだけでなく、事業拡大や経営上の課題など様々な相談事案にもお応えできるよう体制整備していることをPR、周知に努めてまいります。

Q8 各中小企業支援機関（商工会議所等）などが実施しているセミナーや商談会などの情報提供を受けたことがありますか

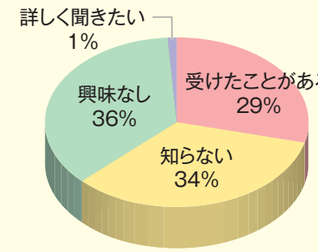

中小事業者にとって身近な経営相談窓口、支援機関として商工会議所等があります。専門スタッフの情報量も豊富で、気軽にご相談できる窓口として、担当者よりご案内させていただきます。

Q9 当金庫との取引全般について

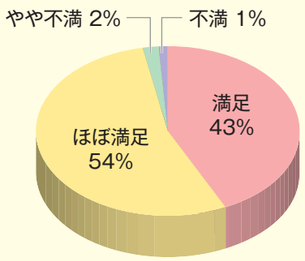

97%のお客さまから「満足」「ほぼ満足」のご回答をいただきました。引続きご満足いただけるように努めてまいります。

アンケート調査の中で、お客さまからの貴重なご意見・ご要望等を139件いただき、誠にありがとうございました。アンケートに対するみなさまのご回答結果を含め、ご意見・ご要望を真摯に受け止め、引き続き金庫業務の改善に取り組み、より一層お客さまにご満足いただける信用金庫であるように努めてまいります。

お客さま満足度調査の実施報告

環境推進・地域貢献活動

環境推進活動

エコ商品の販売、『エコマーク認定』を受けた制服の採用、『芝屋根(屋上緑化)』の店舗など、「環境にやさしい信用金庫」を目指して活動を続けています。

高砂支店 屋上緑化

紙のリサイクル

2003年度より本支店から排出される書類、伝票類を利用し古紙リサイクル運動を展開しています。リサイクルされた紙はダンボールやトイレットペーパーに再生され、資源を有効に活用しています。

地域イベントへの参加

2019年2月に開催された『世界遺産姫路城マラソン2019』に、当金庫からボランティアスタッフとして約50名が参加しました。当日は給水所でのドリンク供給や走路員としてコース整備にあたるなど運営のお手伝いをしました。

各営業店においても、地域のイベントやお祭りなどに積極的に参加しています。

ふれあい大学

地域貢献活動の一環として毎年、文化講演会『ふれあい大学』を開催しています。30期を迎える今年も女優 藤 真利子さん、ミスタータイガース 掛布 雅之さんをはじめ各方面でご活躍の著名人を講師としてお招きし、幅広いテーマでの講演となっています。毎回250名を超える方々が受講されご好評をいただいております。

清掃活動

ボランティア活動の一環として、姫路城や須磨海岸の清掃活動に定期的に参加しています。2018年12月の「姫路愛城会清掃奉仕活動」には約75名が参加しました。各営業店においても地元の清掃活動に積極的に取り組み、地域の美化に努めています。

姫路城

100円募金活動

2009年5月より有志職員から毎月一律100円の募金を募り、高齢者の方々への支援活動のために活用しています。第11回目は営業エリア内にある社会福祉協議会へ車いす22台を含む介護用品等を寄贈しました。これまでの車いすの寄贈台数は合計245台となりました。今後も当活動を継続し、高齢者の支援活動を応援していきます。

バリアフリーの推進について

お客様の多様なニーズにお応えできるように各種バリアフリー機器を全店に設置しております。また、全職員は『認知症サポーター養成講座』を受講し、「認知症サポーター」となっています。障がい者・高齢者の方への介助方法について学び、より多くのお客様に安心してご利用いただける店舗づくりに取り組んでいます。

耳マークカード

コミュニケーションボード

歩行誘導ソフトマット

サインガイド
ヘルパー

筆談器

老眼鏡

助聴器

つえかけ

音声ガイド付ATM

ボランティア活動

川上・川下ビジネスネットワーク事業

川上・川下ビジネスネットワーク事業はお取引先の優れたシーズ(技術や製品)を他社のニーズに対して紹介し、販路開拓を支援するビジネスマッチング事業です。

お客様の多種多様なシーズに対するビジネスマッチングを成功させるため、西日本(九州から近畿まで)の経済産業局や公的な中小企業支援機関と連携し、販路拡大を支援しています。平成30年度は9件の成約に繋がりました。今後もお客様の販路拡大の支援に努めてまいります。

日本財団「わがまち基金」を活用した地域創生支援について

「日本財団『わがまち基金』を活用した地域創生支援スキーム」は、地域創生の推進に向けた課題解決及び明るい未来を実現するための信用金庫及び顧客等の実施する事業に対して助成金が交付されるものです。当金庫においても地域活性化に向けた取組みの一環として、神戸市を代表する地場産業であるケミカルシューズに着目。当金庫と日本ケミカルシューズ工業組合が連携し、「神戸シューズ」のブランド化に向けた情報の発信・収集・消費者目線の商品開発・販路拡大による地場産業の活性化及び担い手育成を図ることになり、本事業について、兵庫県下で初めて助成金交付決定を受けることが出来ました。今後は本助成金を有効活用して地場産業と地域活性化を支援してまいります。

「中小企業の設備投資における優遇税制・金融支援」に関するセミナー

地域振興・中小企業支援策の一環として兵庫県中小企業同友会　中はりま支部様よりの要望を受け「中小企業の設備投資における優遇税制・金融支援」に関するセミナーを開催しました。設備投資等による事業者の生産性を向上させるための計画である「経営力向上計画」「先端設備等導入計画」の概要について説明会を実施しました。また、参加者より当該計画に関する質問以外にも業績向上に向けた数多くの質問を頂く等、有意義な意見交換が行えました。

職場環境向上への取組み

■ 女性活躍推進法に基づく行動計画

兵庫信用金庫は、女性のキャリア形成を支援し、より多くの女性職員が安心して、活き活きと継続的に働くことができる就業環境の整備を行うため、次のような取組みを実施します。

計画期間

平成30年4月1日～令和5年3月31日

当金庫の課題

●採用における男女競争倍率に大きな差は見られないが、役席に占める女性割合が低い。

●役席者を目指す女性が少ない。

※この場合の「役席者」は、監督職以上に検印権限委嘱の事務係長を含みます。

目標と取組内容

目標 1　役席者に占める女性割合を20%以上にする。

【取組内容】

●女性管理職・監督職・事務係長のトレーニー研修の実施

●女性総合職向けキャリアアップ研修の実施（年４回）

●業務職向け階層別キャリアアップ研修の実施

●女性役席候補者のキャリア研修の実施（年1回）

目標 2　男女の平均勤続年数の差を0.7以上にする。（女性の平均勤続年数/男性の平均勤続年数≧0.7）

【取組内容】

長時間勤務の削減	●各月別の平均残業時間の状況確認　●時間外実績推移表での確認と注意喚起
有給休暇取得の推進	●長期休暇の計画的取得の推進 ●5連続休暇以外に3日の休暇を取得、ジョブローテーションでの上期・下期各2日以上の休暇を取得 ●有給休暇取得率を向上させるための職場環境の整備
仕事と家庭の両立支援	●産前・産後休業者への「子育て支援のしおり」配付 ●育児休業復帰者への研修、育休コミュニケーションシートでネットワーク支援する ●男性の育児休業の取得を推奨する

女性の活躍に関する情報公表について

就職活動中の学生など求職者の企業選択に役立てるとともに、女性が活躍しやすい企業として優秀な人材の確保や競争力の強化を目的として、「女性の活躍の現状に関する情報」を公表いたします。

※厚生労働省HP「女性の活躍推進企業データベース」でも公表します。

平成31年3月末現在

女性の活躍の状況に関する情報

① 管理職に占める女性職員の割合：　4.2%
② 有給休暇の女性職員の取得率　：70.8%
③ 全職員に占める女性職員の割合：40.6%

次世代認定マーク『プラチナくるみん』を取得

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主第5期行動計画（11項目の認定基準）を全て満たしたことにより、厚生労働大臣から「特例認定一般事業主」の認定を受け、特例認定マーク『プラチナくるみん』を取得しました。

当金庫は、これからも子育てをおこなう労働者の職場と家庭との両立を支援し、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備に努めてまいります。

女性活躍推進認定マーク『えるぼし』を取得

女性活躍推進法に基づく基準適合一般事業主認定（5項目の認定基準）の内、4項目を満たしたことにより、厚生労働大臣から認定マーク『えるぼし（段階2）』を取得しました。

当金庫は、これからも女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、女性の活躍推進に関する取組みに努めてまいります。

沿革・トピックス

■ ひょうしんのあゆみ

昭和　6年	1月	網干信用販売組合設立 （S26.10.20.網干信用金庫に改組）
昭和　9年	6月	飾磨信用組合設立 （S26.10.20.飾磨信用金庫に改組）
昭和 24年	6月	上郡信用組合設立 （S25.7.6.赤佐信用組合に名称変更 S26.10.20.赤佐信用金庫に改組）
昭和 26年	1月	神和信用組合設立 （S27.5.8.神和信用金庫に改組）
昭和 39年	2月	網干信用金庫と飾磨信用金庫が合併、 播磨信用金庫設立 （今村 記平、理事長に就任）
昭和 40年	7月	赤佐信用金庫と播磨信用金庫が合併、 播磨信用金庫とする
昭和 41年	1月	吉田 伯治、理事長に就任
昭和 42年	6月	下川 己之進、理事長に就任
昭和 46年	3月	豊田 次、理事長に就任
昭和 47年	5月	播磨信用金庫をはりま信用金庫に名称変更する
昭和 49年	4月	はりま信用金庫と神和信用金庫が合併、 兵庫信用金庫設立
昭和 50年	9月	オンラインシステム稼動
昭和 51年	1月	園田 正和、理事長に就任
昭和 54年	7月	営業地区の変更、三田市、宝塚市を拡張、印南郡が 加古川市に編入され事業地区は15市7郡となる
昭和 60年	7月	本店営業部、外為業務開始
平成　2年	5月 5月	営業地区を拡張、尼崎市を加え、16市7郡となる （事務センター完成） 「第1期ふれあい大学」開講
平成　4年	4月	「藤原台支店」新築オープン
平成　5年	8月	預金量5,000億円達成
平成　6年	10月	預金金利の完全自由化完了
平成　8年	4月	「大久保支店」新築移転オープン
平成　9年	5月 11月	朝日監査法人と監査契約を締結 インターネット上にホームページ開設
平成 11年	3月 6月	郵貯ATMと相互接続開始 投資信託の窓口販売業務開始
平成 12年	1月 3月 12月	イメージソング「のじぎくの花の輪を」制作 デビットカードサービスの開始 しんきんゼロネットサービスの開始
平成 13年	1月 4月 7月	ロゴマークを一新 火災保険の窓口販売業務の開始 「城西支店」名称変更並びに新築移転オープン
平成 14年	2月 3月 10月	確定拠出年金の取扱開始 関西西宮信用金庫より店舗の一部譲受け 生命保険商品の窓口販売業務開始
平成 15年	9月 11月 12月	新インターネットバンキング取扱開始 「姫路中央支店」名称変更並びに新築移転オープン 法人インターネットバンキング取扱開始
平成 16年	1月 1月 3月 6月 7月 7月 11月	公庫証券化住宅ローン（買取り型）の取扱開始 マルチペイメントネットワーク取扱開始 商工中金との業務提携締結 園田 正和・会長、園田 和彦・理事長に就任 中小企業金融公庫との業務提携締結 集金代行サービス取扱開始 無利息型普通預金取扱開始
平成 17年	4月 6月 8月	「個人情報保護法」施行に対応 国民生活金融公庫と業務提携 神戸ベンチャー育成投資事業有限責任組合設立に参画
平成 18年	2月 2月 7月 9月 10月	「お客様相談室」の設置 「預金者保護法」施行に対応 信金西日本ソリューションセンター設立 当庫・尼崎信金・金沢信金・日本ユニシス共同出資 生体認証機能付ATM（AK－1）導入 ICキャッシュカード取扱開始 中小企業金融公庫CLO参加
平成 19年	7月	新オンラインシステムへ移行
平成 22年	3月 6月	「加古川支店」新築移転オープン 園田 正和、名誉会長に就任
平成 23年	4月 5月	信金PLUS事業に参画 兵庫県融資制度「東日本大震災対応貸付」取扱開始
平成 24年	11月	「経営革新等支援機関」認定
平成 25年	2月 10月	「ひょうしんでんざいサービス」取扱開始 兵庫県立大学産学連携機構と 「産学連携協力の推進に係る協定書」を締結
平成 27年	4月	「経営サポート室」の設置
平成 28年	7月	次世代認定マーク「プラチナくるみん」取得
平成 29年	1月 11月	女性活躍推進認定マーク「えるぼし」取得 姫路経済研究所（姫路商工会議所内）と連携協定締結

■ トピックス【平成30年度】

平成30年 5月	18日	第29期ふれあい大学開講（全9回）
	29日	「緑の募金活動」による募金を公益社団法人兵庫県緑化推進協会に寄付（12月5日にも同募金の寄付実施）
6月	1日	フリーローン「ドリーム」取扱開始
	15日	「信用金庫の日」共同事業実施（専用ポケットティシュ・花の種頒布）
	19日	スーパー定期預金「ひょうしん夏の定期預金」キャンペーン開始
	24日	須磨海岸クリーン作戦（ボランティア活動）に職員約100名参加
8月	15日	「百円募金活動」により、県内12ヶ所の社会福祉協議会へ車いす22台等を寄贈
9月	10日	日本政策金融公庫との「協調融資ダブルス」取扱開始
	21日	「世界アルツハイマーデーライトアップイベント」のボランティアスタッフに職員約25名参加
10月	17日	株式会社Origamiとの業務提携に係る契約書締結
11月	20日	スーパー定期預金「ひょうしん年末特別定期預金」キャンペーン開始
	30日	みなと銀行とM&Aマッチング連携開始
12月	9日	姫路城清掃奉仕活動（ボランティア活動）に職員約75名参加
平成31年 2月	19日	スーパー定期預金「春らんまん」キャンペーン開始
	24日	「世界遺産姫路城マラソン2019」のボランティアスタッフに職員約50名参加
	26日	「第14回お客さま満足度向上に向けたアンケート調査」実施
3月	4日	多目的ローン「ホープ」取扱開始

営業のご案内

ひょうしん経営相談業務

当金庫は、全店舗において経営相談会の開催や訪問相談を実施し、経営にかかわる各種ご相談を承っております。ご相談の内容に応じて外部の専門家や公的機関への橋渡しもいたします。お取引の有無などは問いませんので、是非、お気軽に最寄の店舗または、経営サポート室までお声がけ下さい。

相談内容 無料

- 財務改善
- ビジネスマッチング
- 事業承継
- 技術開発
- 海外進出
- M&A
- 創業・新事業
- 経営アドバイス

これまでの実績

平成30年度は24店舗で経営相談会を開催しました。定例相談業務の開催は、平成17年の開始以降、334回を数えており、「財務改善」「事業承継」「ビジネスマッチング」「海外進出」等、各種相談にご利用いただいております。

お問い合わせ先

兵庫信用金庫 業務部 経営サポート室
TEL.079-282-1263
FAX.079-282-1252

令和元年度 経営相談会日程

	月	日	開催店
上期	4月	23日	西飾磨支店
		25日	御津支店
	5月	14日	御立支店
		21日	山の街支店
	6月	11日	佐用支店
		18日	相生支店
	7月	16日	神戸中央支店
		23日	白浜支店
	8月	6日	甲子園支店
		20日	神戸駅前支店
	9月	11日	高砂支店
		18日	今宿支店
下期	10月	9日	本店営業部
		16日	広畑支店
	11月	12日	網干駅支店
		19日	姫路中央支店
	12月	11日	東灘支店
		18日	大久保支店
	1月	16日	新長田支店
		23日	六甲支店
	2月	12日	網干支店
		19日	赤穂支店
	3月	11日	御旅支店
		18日	飾磨支店

相談業務

お客様の幅広いニーズにお応えするために相談窓口の充実・強化に努めています。

預り資産相談サービス

投資信託・生保年金等の預り資産の相談にお応えできるよう体制を整えております。お客様の豊かでゆとりある人生への資産運用のご相談に丁寧にお応えいたします。

『資産運用』お客様の資産形成に…

当金庫では投資信託をはじめ、個人年金保険、一時払終身保険、がん・医療保険、傷害保険、国債、地方債などの商品を各種取り揃えております。

またご相談に関しましても、お客様にあった運用プラン、保険提案をご案内いたしますので是非お気軽に各支店窓口までご連絡ください。

ローン相談サービス

住宅ローンやマイカーローン等各種消費者ローンのご相談につきましては最寄の営業店において行っておりますので、お気軽にお尋ねください。

『マイホーム』夢の実現に向けて…

新築・購入・リフォーム・借換えなどさまざまなローンについて、職員が丁寧にご案内しますので是非ご利用ください。

インターネットバンキングサービス 令和元年6月末現在

インターネットに接続可能なパソコン（個人インターネットバンキングサービスは携帯端末も利用可）による操作で残高照会や入出金明細照会・資金移動（振込・振替）などがご利用いただけるサービスです。

また、インターネットバンキングサービスをご利用のお客様はマルチペイメントネットワークサービス(ペイジー)もご利用いただけます。

法人インターネットバンキングサービス

ご利用できる方	法人・個人事業者の方			
ご利用対象口座	普通預金・当座預金			
サービス内容	オンラインサービス		残高照会　入出金明細照会　振込・振替	
	ファイル伝送サービス		総合振込　給与振込　賞与振込　預金口座振替	
ご利用時間帯			平　日	土・日・祝日（12月31日、1月1日～1月3日含む）
	各種照会	残高照会	7:00～23:00	8:00～21:00
		入出金明細照会		
		取引履歴照会		
	資金移動（振込・振替）	当日	7:00～23:00	8:00～21:00
		予約		
	ファイル伝送サービス		9:00～16:00	ご利用できません
ご利用できる人数	最大5人まで			
月額基本手数料	オンラインサービス			1,080円
	ファイル伝送サービス（オンラインサービスを含む）			2,160円

※上記手数料には8%の消費税が含まれています。

個人インターネットバンキングサービス

ご利用できる方	個人の方			
ご利用対象口座	普通預金			
サービス内容	残高照会		現在残高、前日・前月末の残高をご照会いただけます。	
	入出金明細照会		入出金のお取引をご照会いただけます。（約3ヵ月）	
	振込・振替		ご指定のお振込先口座に振込ができます。	
ご利用時間帯			平　日	土・日・祝日（12月31日、1月1日～1月3日含む）
	各種照会		7:00～23:00	8:00～21:00
	振込＊	当日取引		
		予約・予約取消		
	税金・各種料金の払込み			
月額基本手数料	無料			

＊ お受取人様の金融機関が対応していない場合、または、お受取人様の口座の条件や口座の商品性によりましては、即時に入金されないケースがございます。

※ご利用端末について
法人インターネットバンキングサービス・個人インターネットバンキングサービスのご利用いただける端末はホームページの各種サービスに掲載しております。

預金業務

預金の種類		内容と特色	預入金額	預入期間
総合口座	普通預金	普通預金に定期預金をセットでき、定期預金の90%（最高200万円）まで自動融資をご利用いただけます。 1冊の通帳に「貯める、受取る、支払う、借りる」の4つの機能を備えており、便利です。	1円以上	出し入れ自由
総合口座	定期預金		1,000円以上	6ヵ月、1年、2年 3年、4年、5年
普通預金		いつでも入出金ができ、給料、年金のお受取り、公共料金の自動支払はもちろんキャッシュカードもご利用いただけます。	1円以上	出し入れ自由
無利息型普通預金（決済用普通預金）				
貯蓄預金		基準残高30万円以上（I型）と10万円以上（II型）があり、残高に応じて普通預金よりも有利な利率が適用されます。 金利情勢により利率が同じになる場合もあります。		
当座預金		会社や商店のお取引に“ひょうしん”の小切手、手形をご利用ください。		
納税準備預金		納税資金の計画的積立にご利用ください。非課税です。	1円以上	お引出しは納税時
通知預金		まとまったお金の短期運用に便利です。	10,000円以上	7日間以上
定期預金	自由金利型定期預金（大口預金）	市場金利を反映した利率が適用され、1,000万円以上の大口資金の運用に最適です。	1,000万円以上	1ヵ月以上5年以内
定期預金	自由金利型定期預金（スーパー定期）	市場金利を反映した利率が適用され、財産作りに役立ちます。	1,000円以上	1ヵ月以上5年以内
定期預金	期日指定定期預金	お利息は1年毎の複利計算、1年経過後はいつでも満期日の指定ができます。	1,000円以上 300万円未満	最長3年 （据置期間1年）
定期預金	積立定期預金	預入期間中、預入金額、預入日が自由に設定できます。	1,000円以上	1年以上
定期預金	変動金利定期預金	6ヵ月毎に適用利率が変わる預金です。 3年ものは半年複利(個人の方のみ)ですのでより有利です。	1,000円以上	1年、2年、3年
定期積金（スーパー積金）		まとまった資金づくりは、コツコツとムリのない毎月の積立から始められます。	10,000円以上	6ヵ月以上5年以内
財形預金	財形住宅預金	住宅の新築、中古物件の購入、増改築などを目的に、5年以上積み立てていただくものです。 非課税枠は財形年金預金と合計で550万円以内。	1,000円以上	積立期間5年以上
財形預金	財形年金預金	「個人年金」の時代にぴったりの年金づくりの預金です。 60歳以降5年以上20年以内にお受け取りになれます。 非課税枠は財形住宅預金と合計で550万円以内。		5年以上 （据置期間6ヵ月以上5年以内）
財形預金	一般財形預金	勤労者の財産づくりのための有利な預金です。		3年以上の自動継続

●平成31年4月1日より新規受付を停止しております。

外貨預金	外貨普通預金（US$建・EUR建）	出し入れ自由で便利な預金です。	1セント以上	出し入れ自由
外貨預金	外貨定期預金（US$建・EUR建）	法人・個人向けの資金運用商品としての定期預金です。	US$10,000以上 EUR10,000以上	1週間以上1年以内
外貨預金	ひょうしん（US$建）外貨定期預金（チャンス）	預入金額を小口化して、預入期間も4種類に限定した個人向けの定期預金です。元利金自動継続扱もできます。	US$1,000以上 100,000未満	1ヵ月、3ヵ月、 6ヵ月、1年
外貨預金	ひょうしんユーロ・オープン外貨定期預金		EUR1,000以上 100,000未満	

融資業務

個人向け融資

ローンの種類		内容と特色	融資金額	融資期間
住宅プランに…	住宅ローン	住宅の新築、購入、住宅用地の購入、マンションの購入などマイホームづくりのためのローンで、①変動金利型、②固定金利型と③固定金利選択型があります。 固定金利選択型では2年、3年、5年、10年、20年型があります。	1億円以内	35年以内
住宅プランに…	証券化住宅ローン（フラット35・35S）	住宅金融支援機構が債権を買取りすることを前提とした住宅ローンで、長期安定した固定金利をご利用いただけます。	8,000万円以内	35年以内
住宅プランに…	リフォームローン	お住まいの増改築、修繕、車庫建築など、手軽にお使いいただけます。 また介護機器の設置工事にもご利用いただけます。	1,000万円以内	6ヵ月以上15年以内
住宅プランに…	公的つなぎローン	購入物件の所有権移転日以降、住宅金融支援機構等の資金交付日までの業者への支払にご利用ください。	100万円以上 「公的資金融資額」の範囲内	原則として6ヵ月以内
住宅プランに…	無担保住宅ローン	不動産担保を必要とせず、不動産の購入資金、家屋増改築や住居修繕、住宅ローンの借換にご利用いただけます。	2,000万円以内	3ヵ月以上20年以内
豊かな暮らしに…	兵信カードローン	カードでご利用いただけ、急な出費に対応できるローンです。	300万円以内	2年間 （2年毎に契約更新）
豊かな暮らしに…	きゃっするカードローン		10万円以上 800万円以内	2年間 （2年毎に契約更新）
豊かな暮らしに…	しんきんカードローン		10万円、30万円、 50万円、70万円、 100万円の5種類	2年間 （2年毎に契約更新）
豊かな暮らしに…	シルバーきゃっするカードローン	満60歳以上69歳以下で年金受給されている方にご利用いただけます。 充実したセカンドライフにご活用ください。	50万円以内	2年間 （2年毎に契約更新）
豊かな暮らしに…	フリーローンモアV	豊かな生活のための様々な資金使途に対応できるローンです。	1,000万円以内	6ヵ月以上10年以内
豊かな暮らしに…	フリーローン「グッド」	満20歳以上で完済時81歳未満の個人または個人事業主の方にご利用いただけます。お使いみちは自由、事業性資金にもご活用ください。	500万円以内	6ヵ月以上10年以内
豊かな暮らしに…	フリーローン「ドリーム」	満20歳以上で完済時75歳未満の個人または個人事業主の方にご利用いただけます。お使いみちは自由、事業性資金・おまとめ資金にもご活用ください。	500万円以内	3ヵ月以上10年以内
豊かな暮らしに…	多目的ローン「ホープ」	満20歳以上で完済時76歳未満の安定収入のある方にご利用いただけます。冠婚葬祭や旅行など、お使いみちが確認できる資金にご活用ください。	500万円以内	6ヵ月以上10年以内
豊かな暮らしに…	マイカーローンV	新車・中古車のご購入、車検・修理費用などの自動車に関する費用にご活用ください。	1,000万円以内	①融資金額500万円以内 8年以内+元金据置最長6ヵ月 ②融資金額501万円以上 10年以内 （元金据置最長6ヵ月含む）
豊かな暮らしに…	エコカープラン	環境にやさしいハイブリッド、低排出ガス車等新車・中古車購入資金に低利でご利用いただけます。	1,000万円以内	3ヵ月以上10年以内 （元金据置6ヵ月以内）
豊かな暮らしに…	カーライフプラン	自動車の購入、免許取得費用、車庫建築費用等お車に関する資金にお使いいただけます。		
豊かな暮らしに…	教育ローン（ザ・大志スペシャル）	入学、進学、受験など就学に付帯する費用にご利用ください。	500万円以内 （医学部・薬学部等の6年制大学の場合は1,000万円以内）	3ヵ月以上10年以内 （元金据置は卒業予定月まで） （医学部・薬学部等の6年制大学の場合は3ヵ月以上16年以内）
豊かな暮らしに…	しんきん一般個人ローン	文化的に豊かな生活を営むための資金に幅広くご利用いただけます。	500万円以内	3ヵ月以上10年以内 （元金据置6ヵ月以内）

事業者向け融資

ローンの種類	内容と特色	融資金額	融資期間
事業者カードローン	当座貸越の口座から、契約限度内の範囲内で必要な時に必要な金額を反復してご利用いただけます。	100万円以上 1,000万円以内	2年間 （2年毎に契約更新）
「飛躍（ひやく）」	法人のお客様の資金ニーズに迅速に無担保でお応えできるローンです。	1億円以内	10年以内
「エール」	事業を営むお客様の事業資金に迅速にお応えできるローンです。	2,000万円以内	運転資金　7年以内 設備資金 10年以内
ビジネスサポートローン	ご契約限度額の範囲内で必要な時に必要な金額を即時にご利用いただけます。	100万円以上 500万円以内	1年間 （1年毎に契約更新）
スモールビジネスローン	個人事業者のお客様の事業資金として、無担保・原則第三者保証人不要でご利用いただけます。	50万円以上 500万円以内	5年以内

外国為替業務 ●平成31年4月1日より新規受付を停止しております。

種　類	内容と特色
外貨両替	US$紙幣の売渡・買取を行っております。また、外貨宅配サービスにて外国通貨（約36通貨）を、ご自宅や職場へお届けするほか、外貨郵送買取サービスもお取扱いをしています。
海外送金	海外への送金業務を行っています。また海外からの送金を受取ることもできます。
輸出入取引	輸出手形の取立・買取、輸入信用状の発行、輸入手形の決済、輸入ユーザンス、送金ユーザンスなどのお取扱いをしています。
貿易投資相談	海外との貿易取引や海外進出などのご相談にも応じます。
外貨預金・外貨貸付	米ドル建・ユーロ建の外貨預金や米ドル建外貨貸付(インパクトローン)のお取扱いをしています。

証券業務

種　類	内容と特色
公共債の窓口販売	長期利付国債・個人向け利付国債、兵庫県民債等の公共債を窓口で販売しています。ご購入に際し、一定の条件に該当する方はお得なマル優・マル特がございます。
投資信託の窓口販売	国内債券を主な投資対象とするファンドや、海外債券、国内株式、海外株式を主な投資対象とするファンド、また国内不動産投信や海外不動産投信を主な投資対象とするファンド等を窓口でお取扱いをしています。

代理貸付業務

各団体名		
●信金中央金庫	●日本政策金融公庫	●独立行政法人住宅金融支援機構
●独立行政法人福祉医療機構	●独立行政法人中小企業基盤整備機構	●独立行政法人勤労者退職金共済機構

信託代理店業務

信金中央金庫との代理店契約により信託代理店業務の取扱いを行っています。
しんきん相続信託「こころのバトン」、しんきん暦年信託「こころのリボン」を取扱っています。

保険商品窓口販売業務

生命保険会社との代理店契約により、保険商品の窓口販売業務を行っています。
ゆとりあるセカンドライフの資産形成に対するお客様のご要望にお応えいたします。

種　類	保険料払込方法	特　徴	
定額年金	一時払型	加入時に定めた年金額を確実にお受け取りいただけます。	余裕資金の有効活用ができます。
	積立型		計画的に無理なく資産形成ができます。
終身保険	一時払型・平準払型	万一の保障を一生涯にわたって確保できます。	
がん・医療保険	月払型	病気もケガも一生涯にわたって保障します。	
学資保険	平準払型	お子さまの進学の時期にあわせて無理なく資産形成ができます。	

各種サービス

種　類	内容と特色
クレジット業務	近畿しんきんカードと提携して、しんきんVISAカード、しんきんJCBカードの発行の取次を行っています。
アンサーサービス	お客様の口座の入出金（振込や自動引落し）をファクシミリにてお知らせするサービスです。
法人インターネットバンキングサービス	法人・個人事業主のお客様を対象に、パソコンからインターネットを利用して各種照会等（残高照会・入出金明細照会）や資金移動（振込・振替）・一括データ伝送サービス（総合振込・給与振込・預金口座振替）・ペイジー（税金・各種料金払込）などが利用できるサービスです。
個人インターネットバンキングサービス	個人のお客様を対象に、パソコンやスマートフォン・携帯端末（i-mode・EZweb・Yahoo!ケータイ）を利用して各種照会等（残高照会・入出金明細照会）や振込・ペイジー（税金・各種料金払込）などが利用できるサービスです。
投信インターネットサービス	ご自宅のパソコンやスマートフォンを利用して、インターネットで投資信託の購入や売却等ができるサービスです。
マルチペイメントネットワークサービス（ペイジー）	法人インターネットバンキングサービス・個人インターネットバンキングサービスを利用し、税金や各種料金等の払込が可能です。
電子記録債権サービス（でんさいネット）	従来の手形に代わる新しい決済手段です。お取引などで発生した債権をインターネット（PC）を通じて電子記録を行うことで、安全・簡易・迅速に発生・譲渡・決済などを行うサービスです。
デビットカードサービス	ひょうしんのキャッシュカードでお買い物ができます。クレジットカードと違いお買い物と同時にお客様の指定口座より代金が引き落されます。
しんきん電子マネーチャージサービス	お客様が携帯電話の操作により当金庫キャッシュカード発行済の口座から出金し、携帯電話に電子マネーをチャージ（入金）するサービスです。
ネット口座振替受付サービス	お客様が携帯電話やパソコンを介して収納機関のインターネットサイトから預金口座振替契約を締結できるサービスです。
自動受取サービス	給料、年金、配当金、国債の元利金などのお受取りに、安全で確実な自動受取サービスをご利用ください。
自動支払サービス	各種公共料金、学費、家賃、クレジット代金などの支払いに便利です。
定額振込「振込じょうず」	家賃、仕送り、月謝など毎月一定額を振込される個人・法人の方が利用できる自動振込サービスです。
学校諸費用等口座振替サービス	小学校・中学校・高校等の各種の学校を対象としたサービスで、生徒から定期的に徴収される授業料、育友会費、給食費などの学費を当金庫が預金口座振替により集金代行するものです。
貸金庫	預金証書、有価証券、権利証、貴金属など重要な財産を安全に保管させていただきます。
夜間金庫	金庫の営業時間終了後に、お客様の手持ちの現金、お店の売上金などをお預りし、ご指定の口座にご入金いたします。
金のお取扱い	金地金、メイプルリーフ金貨の販売・買い取りを行っています。直接お客様にお手渡しする販売方法とさせていただきます。（金地金の買い取りは当金庫販売分のみ）

手数料一覧

（令和元年6月末現在）　※下記手数料には8%の消費税が含まれています。

為替手数料

種類				当金庫 同一店宛	当金庫 本支店宛	他行宛 電信	他行宛 文書
振込	窓口扱い		5万円未満	108円	216円	540円	540円
			5万円以上	216円	432円	756円	756円
	ATM（現金・他信金・都銀・地銀・第二地銀・信組・労金・農協・漁協系統キャッシュカード）		5万円未満	108円	108円	432円	―
			5万円以上	216円	324円	648円	―
	ATM（当金庫キャッシュカード及び通帳）		5万円未満	無　料	108円	216円	―
			5万円以上	無　料	216円	432円	―
	総合振込（振込依頼書・MT・FD）		5万円未満	108円	216円	540円	540円
			5万円以上	216円	432円	756円	756円
	給与・賞与振込（振込依頼書・MT・FD）	・別途、給与振込に関する協定書の締結が必要です ・法人インターネットバンキング及びファームバンキングご利用のお客様は下記、法人インターネットバンキング及びファームバンキングと同一料金です	5万円未満	無　料	216円	540円	540円
			5万円以上	無　料	432円	756円	756円
	法人インターネットバンキング ファームバンキング、ホームバンキング		5万円未満	無　料	108円	432円	―
			5万円以上	無　料	324円	648円	―
	個人インターネットバンキング		5万円未満	無　料	108円	216円	―
			5万円以上	無　料	216円	432円	―
	振込じょうず（定額自動振込）		5万円未満	無　料	108円	432円	―
			5万円以上	無　料	324円	648円	―
代金取立	個別取立	営業店取立（至急扱）……（郵便書留料＋手数料）		1通につき　864円			
	集中取立	集中課取立（普通扱）……（郵便書留料＋手数料）		1通につき　864円			
		店内交換（当庫僚店間、及び同一店舗内）		無　料			
		特定地域		1通につき 324円～ 864円			
その他	不渡手形・小切手返却料			1通につき　864円			
	取立手形組戻料			1通につき　864円			
	振込・送金の組戻料			1件につき　864円			
	振込じょうず（定額自動振込）取扱			振込の都度 108円			

電子記録債権サービス

種類	インターネット扱い	窓口扱い
月間基本手数料	1,080円	2,160円

種類		インターネット受付 当金庫	インターネット受付 他行	窓口受付 当金庫	窓口受付 他行
発生記録	債務者請求方式	216円	324円	324円	432円
	債権者請求方式	216円	324円	324円	432円
譲渡記録・分割譲渡記録		216円	324円	324円	432円
でんさい割引		108円	216円	108円	216円
開示（書面）	特例開示	―		3,240円	
	残高の開示（都度発行方式）	―		4,320円	
	残高の開示（定例発行方式）	―		2,160円	
保証記録		108円		216円	
変更記録	発生記録以外の記録（無）	108円		216円	
	発生記録以外の記録（有）	―		2,160円	
支払等記録		108円		216円	
支払不能情報照会		―		3,240円	
貸倒引当金繰入事由に係る証明書		―		1,620円	
中小企業倒産防止共済制度に係る証明書		―		1,620円	

ATM利用手数料

利用時間帯		取引種類	当金庫のカード・通帳	他信用金庫カード	提携都銀・地方銀行・農協・漁協系統カード	第二地銀・信用組合・労働金庫カード	信託銀行カード	ゆうちょカード	提携キャッシングカード
平日	8:00 ～ 8:45	入金	無　料	108円	―	216円	―	216円	―
		出金	108円		216円		216円		108円
		振込					―	―	―
	8:45 ～ 18:00	入金	無　料	無　料	―	108円	―	108円	―
		出金			108円		108円		無　料
		振込					―	―	―
	18:00 ～ 21:00	入金	無　料	108円	―	216円	―	216円	―
		出金	108円		216円		216円		108円
		振込					―	―	―
土曜日	9:00 ～ 14:00	入金	無　料	無　料	―	108円	―	108円	―
		出金			108円		108円		無　料
		振込					―	―	―
	14:00 ～ 19:00	入金	無　料	108円	―	216円	―	216円	―
		出金	108円		216円		216円		108円
		振込					―	―	―
日曜日・祝日	9:00 ～ 19:00	入金	無　料	108円	―	216円	―	216円	―
		出金	108円		216円		216円		108円
		振込					―	―	―

その他の手数料

種類		手数料	
マル専当座口座開設		1 件	3,240円
異議申立手続き		1 件	3,240円
自己宛小切手の発行		1 枚	540円
小切手用紙	署名判印刷なし	1 冊	648円
	署名判印刷あり	1 冊	756円
約束手形用紙	署名判印刷なし	1 冊	432円
	署名判印刷あり	1 冊	540円
為替手形用紙		1 冊	432円
マル専当座手形用紙		1 枚	432円
残高証明書		1 部	432円
取引履歴明細表の発行		1 部	432円
通帳・証書・キャッシュカード等の再発行		1 件	1,080円

種類	手数料	
アンサー契約	1ヵ月	540円
ファームバンキング（FB）	1ヵ月	1,080円 3,240円
個人インターネットバンキング	無　料	
法人インターネットバンキング	1ヵ月	1,080円 2,160円
夜間金庫利用料	1 年	25,920円
夜間金庫入金帳	1 冊	5,400円
国債口座管理	1 年	1,296円
金地金売買	売買ごと	5,400円
貸金庫	1 年	5,184円～25,920円
株式払込	$\frac{16.20}{10,000}$ ～ $\frac{27.00}{10,000}$	

信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づく記載事項

Ⅰ. 単体（信用金庫法施行規則第132条等における規定）
1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項
イ. 事業の組織 ……8
ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名 ……8
ハ. 会計監査人の氏名又は名称 ……8
ニ. 事務所の名称及び所在地 ……64
2. 金庫の主要な事業の内容 ……2
3. 金庫の主要な事業に関する事項
イ. 直近の事業年度における事業の概況 ……35
ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項 ……35
ハ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表に掲げる事項 ……41
4. 金庫の事業の運営に関する事項
イ. リスク管理の体制 ……10
ロ. 法令遵守の体制 ……12
ハ. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 ……17
ニ. 金融ADR制度への対応 ……14
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 ……36
ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
① 破綻先債権に該当する貸出金 ……49
② 延滞債権に該当する貸出金 ……49
③ 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金 ……49
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金 ……49
ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 ……54
ニ. 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
① 有価証券 ……44
② 金銭の信託 ……45
③ 第102条第1項第5号に掲げる取引 ……46
ホ. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ……49
ヘ. 貸出金償却の額 ……49
ト. 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 ……37
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの ……46
7. 直近の事業年度における財務諸表の正確性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者記名 ……37
（参考）退職給付会計について ……47

Ⅱ.連結（信用金庫法施行規則第133条等における規定）
1. 金庫及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項
イ. 金庫及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 ……50
ロ. 金庫の子会社等に関する事項 ……50
2. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの
イ. 直近の事業年度における事業の概況 ……50
ロ. 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項 ……50
3. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
イ. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書 ……50
ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
①破綻先債権に該当する貸出金 ……51
②延滞債権に該当する貸出金 ……51
③3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金 ……51
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金 ……51
ハ. 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 ……61
ニ. 金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの ……50
4. 報酬等に関する事項であって、金庫及びその子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの ……46

「自己資本の充実の状況」（自己資本比率規制の第3の柱）に係る開示項目
Ⅰ.単体における事業年度の開示事項
（1）自己資本の構成に関する事項 ……56
（2）自己資本の充実度に関する事項 ……57
（3）信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）
イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 ……58
ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ……58
ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 ……58
ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 ……58
（4）信用リスク削減手法に関する事項 ……59
（5）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 ……59
（6）証券化エクスポージャーに関する事項
イ. オリジネーターの場合 ……59
ロ. 投資家の場合 ……60
（7）出資等エクスポージャーに関する事項 ……60
（8）リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 ……60
（9）金利リスクに関する事項 ……60

Ⅱ.連結会計年度の開示事項
（1）その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 ……61
（2）自己資本の構成に関する事項 ……61
（3）自己資本の充実度に関する事項 ……62
（4）信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）
イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 ……63
ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 ……63
ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 ……63
ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 ……63
（5）信用リスク削減手法に関する事項 ……63
（6）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 ……63
（7）証券化エクスポージャーに関する事項 ……63
（8）出資等エクスポージャーに関する事項 ……63
（9）リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 ……63
（10）金利リスクに関する事項 ……63

平成30年度の業績

■ 平成30年度の運営方針

当金庫は平成29年度策定（期間3ヵ年）の第8次中期経営計画の実現にむけ、前年同様、平成30年度も取組みを続けてまいりました。同計画は5つの基本方針（1.情報リレーション営業の実践、事業性評価の推進　2.お客様本位の良質な金融サービスの提供　3.営業力の強化と収益・財務基盤の持続的な安定　4.業務効率化、業務プロセスの見直し・改善の推進　5.人材の育成強化と活躍の促進）に基づき、事業性評価に基づく融資先数、ソリューション提案先数等9項目を目標経営指標としております。

■ 平成30年度の経営環境と業績

平成30年度のわが国経済は、大規模な自然災害が多発する中、一時的にマイナス成長に陥る局面はあったものの、緩やかな景気拡大を続けてまいりました。しかし、海外における米中貿易摩擦の激化や英国のEU離脱等が国内経済に与える悪影響により、先行きは読み辛い状況にあります。

このような環境の中にあって、お客様のニーズに応えるべく、本部・営業店が一体となって積極的な推進策を展開した結果、預金残高・貸出金残高は前年比で増加となりました。

■ 平成30年度の預金・貸出金・損益の状況

預金
お客様の金利選好・安全性などのご希望にお応えできるよう、スーパー定期預金のキャンペーンを年3回実施した結果、多くのお客様のご支持を得て、預金・積金残高は21億円増加して6,903億円となりました。

貸出金
お客様の資金需要にお応えできるよう、一般事業資金、住宅ローン、消費性ローン等の商品をご用意し、積極的に対応した結果、貸出金残高は23億円増加して、3,287億円となりました。

損益の状況
金利の低下により貸出金利息が減少したほか、有価証券利息配当金の減少により、当期純利益は前年比405百万円減少し、712百万円となりました。

■ 自己資本比率について

自己資本比率（平成31年3月末） **9.30%**

当金庫の安全性・健全性を示す比率のうち自己資本比率については、適正な内部留保により自己資本が増加した他、有価証券等を中心にリスク・アセットが減少したことで、前年比で0.27%ポイント上昇しました。

平成31年3月末の自己資本比率は9.30%と国内基準の4%を上回っており、'ひょうしん' の経営が安全かつ健全であることを示しています。

今後も皆様に安心してご利用いただけますように、リスク管理と収益力の強化を推し進め、自己資本の充実に努めてまいります。

自己資本比率の算出方法 >>> 自己資本比率 ＝ 自己資本額 29,285 百万円 ／ リスク・アセット 314,605 百万円 ×100 ＝ 9.30%

■最近5年間の主要な経営指標の推移

（単位：百万円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
経常収益	11,733	11,185	10,691	10,575	9,499
業務純益	2,645	1,847	2,110	524	827
経常利益	2,196	2,132	1,959	1,223	770
当期純利益	2,174	1,951	1,789	1,117	712
出資総額	2,306	2,333	2,368	2,393	2,427
出資総口数（千口）	4,613	4,667	4,736	4,787	4,854
純資産額	27,590	29,643	28,850	29,218	31,565
総資産額	679,976	691,239	700,613	725,717	729,091
預金積金残高	644,536	655,182	665,271	688,213	690,315
貸出金残高	307,339	308,900	314,038	326,437	328,772
有価証券残高	164,835	171,130	190,251	187,357	196,139
単体自己資本比率（%）	9.00	9.47	9.58	9.03	9.30
出資に対する配当金	91	92	93	94	95
出資1口当たりの配当金（円）	20	20	20	20	20
役員数（人）	10	12	11	11	11
うち常勤役員数（人）	6	8	7	7	7
職員数（人）	563	556	538	527	542
会員数（人）	43,997	44,034	44,137	44,162	44,198

（注）残高、計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

財務諸表

貸借対照表

■資産の部

（単位：百万円）

科目	平成30年3月末	平成31年3月末
現金	11,702	10,332
預け金	190,500	184,261
コールローン	63	33
買入金銭債権	656	866
金銭の信託	500	500
有価証券	187,357	196,139
国債	596	594
地方債	50,922	52,644
社債	70,920	70,194
株式	1,333	587
その他の証券	63,585	72,117
貸出金	326,437	328,772
割引手形	3,078	2,720
手形貸付	9,908	12,555
証書貸付	303,303	303,821
当座貸越	10,146	9,676
外国為替	170	36
外国他店預け	163	36
取立外国為替	6	—
その他資産	4,635	4,617
未決済為替貸	233	312
信金中金出資金	3,155	3,155
前払費用	0	—
未収収益	779	773
金融派生商品	23	11
その他の資産	442	365
有形固定資産	6,981	6,755
建物	1,420	1,440
土地	4,720	4,715
リース資産	62	73
その他の有形固定資産	778	525
無形固定資産	371	350
ソフトウェア	357	338
リース資産	14	12
その他の無形固定資産	0	0
繰延税金資産	168	—
債務保証見返	392	281
貸倒引当金	△ 3,829	△ 3,574
一般貸倒引当金	△ 656	△ 514
個別貸倒引当金	△ 3,172	△ 3,060
資産の部合計	726,109	729,373

■負債の部

（単位：百万円）

科目	平成30年3月末	平成31年3月末
預金積金	688,213	690,315
当座預金	35,579	36,762
普通預金	229,746	241,307
貯蓄預金	315	324
通知預金	1,179	1,003
定期預金	404,263	393,912
定期積金	13,560	13,428
その他の預金	3,568	3,576
借用金	5,277	3,742
借入金	5,277	3,742
その他負債	1,393	1,345
未決済為替借	301	378
未払費用	648	526
給付補塡備金	32	33
未払法人税等	11	11
前受収益	61	65
払戻未済金	16	13
払戻未済持分	1	1
金融派生商品	53	57
リース債務	76	85
資産除去債務	73	74
その他の負債	116	97
賞与引当金	325	327
退職給付引当金	360	283
預金払戻損失引当金	160	165
偶発損失引当金	231	288
繰延税金負債	—	522
再評価に係る繰延税金負債	535	535
債務保証	392	281
負債の部合計	696,890	697,807

■純資産の部

（単位：百万円）

科目	平成30年3月末	平成31年3月末
出資金	2,393	2,427
普通出資金	2,393	2,427
利益剰余金	25,656	26,264
利益準備金	2,368	2,393
その他利益剰余金	23,288	23,871
特別積立金	20,600	22,100
当期未処分剰余金	2,688	1,771
処分未済持分	△ 0	—
会員勘定合計	28,049	28,691
その他有価証券評価差額金	424	2,118
土地再評価差額金	745	754
評価・換算差額等合計	1,169	2,873
純資産の部合計	29,218	31,565
負債及び純資産の部合計	726,109	729,373

損益計算書

（単位：千円）

科目	平成29年度	平成30年度
経常収益	10,575,181	9,499,221
資金運用収益	7,995,692	7,589,044
貸出金利息	5,055,024	4,879,576
預け金利息	378,553	369,213
コールローン利息	1,039	1,523
有価証券利息配当金	2,476,678	2,254,453
その他の受入利息	84,396	84,276
役務取引等収益	1,022,680	1,047,983
受入為替手数料	512,945	502,770
その他の役務収益	509,735	545,213
その他業務収益	366,314	290,733
外国為替売買益	6,586	4,693
国債等債券売却益	340,287	242,895
国債等債券償還益	1,106	432
その他の業務収益	18,333	42,711
その他経常収益	1,190,494	571,459
貸倒引当金戻入益	—	8,305
償却債権取立益	243,520	154,562
株式等売却益	406,175	276,229
金銭の信託運用益	3,744	29,800
その他の経常収益	537,053	102,561
経常費用	9,351,887	8,729,171
資金調達費用	467,687	391,364
預金利息	436,297	359,968
給付補塡備金繰入額	20,101	18,706
借用金利息	4,200	5,606
金利スワップ支払利息	6,977	6,968
その他の支払利息	110	114
役務取引等費用	658,428	647,753
支払為替手数料	178,486	172,718
その他の役務費用	479,941	475,034
その他業務費用	1,035,062	216,792
国債等債券売却損	150,496	35,153
国債等債券償還損	880,768	165,682
金融派生商品費用	445	14,426
その他の業務費用	3,352	1,530
経費	6,829,261	6,905,663
人件費	4,082,523	4,097,107
物件費	2,451,848	2,575,582
税金	294,889	232,974
その他経常費用	361,447	567,596
貸倒引当金繰入額	39,319	—
貸出金償却	30,667	34,383
株式等売却損	17,474	298,812
株式等償却	—	37
その他の経常費用	273,986	234,363

（単位：千円）

科目	平成29年度	平成30年度
経常利益	1,223,294	770,049
特別利益	6,316	—
固定資産処分益	6,316	—
特別損失	5,184	11,703
固定資産処分損	5,184	2,830
減損損失	—	8,872
税引前当期純利益	1,224,427	758,346
法人税、住民税及び事業税	10,074	10,074
法人税等調整額	96,646	35,595
法人税等合計	106,720	45,669
当期純利益	1,117,706	712,676
繰越金（当期首残高）	1,561,315	1,068,096
再評価差額金取崩額	9,390	△ 9,721
当期未処分剰余金	2,688,412	1,771,052

剰余金処分計算書

（単位：千円）

科目	平成29年度	平成30年度
当期未処分剰余金	2,688,412	1,771,052
剰余金処分額	1,620,315	128,918
利益準備金	25,726	33,220
普通出資に対する配当金	94,589	95,698
特別積立金	1,500,000	—
繰越金（当期末残高）	1,068,096	1,642,134

財務諸表の適正性等の確認

平成29年度及び30年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

平成30年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和元年6月4日

兵庫信用金庫
理事長　園田 和彦

貸借対照表の注記事項

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2. と同じ方法により行っております。

4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　10年～50年
その他　4年～20年

6. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

8. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、管理部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部（資産監査部署）が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,176百万円であります。

10. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異　各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（平成30年3月31日現在）
年金資産の額　1,669,710百万円
年金財政計算上の数理債務の額と
最低責任準備金の額との合計額　1,806,457百万円
差引額　△136,747百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成30年3月分）
0.4849%

③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高197,854百万円及び別途積立金61,107百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金98百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

12. 預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

14. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替先物予約取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

15. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額－百万円

17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額－百万円

18. 子会社等の株式又は出資金の総額　58百万円

19. 子会社等に対する金銭債権総額　－百万円

20. 子会社等に対する金銭債務総額　204百万円

21. 有形固定資産の減価償却累計額　11,267百万円

22. 貸出金のうち、破綻先債権額は 606百万円、延滞債権額は 16,548百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

23. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 28百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

25. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 17,183百万円であります。
なお、22. から25. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26. 手形割引は、日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 2,720百万円であります。

27. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
預け金　4,000百万円
有価証券　4,458百万円
担保資産に対応する債務
借用金　3,648百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金20,000百万円、外国為替取引の担保として、預け金1,800百万円を差し入れております。
また、その他の資産のうち保証金は12百万円及び敷金は98百万円であります。

28. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日　平成14年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額
△1,557百万円

29. 出資1口当たりの純資産額 6,502円88銭

30. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行いリスクコントロールに努めております。また、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引及び為替先物予約取引があります。
当金庫では、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制
当金庫は、リスクの種類に応じたリスク管理部署を設置するほか、経営陣によって構成されたリスク管理委員会を設置し、金庫全体のリスク状況を統合的に把握・管理する体制をとっております。リスク管理委員会ではリスク状況を定期的に議論するほか、金融環境の変化時には即座に同委員会を開催するなど機動的な態勢をとっております。
リスク管理体制の整備についても、リスク管理基本規定を基に各リスクの管理規定及び年度リスク管理方針を制定し、また、定量的な管理方法や手続等を定めた統合的リスク管理規定や各リスク計測マニュアルを整備しております。

①信用リスクの管理
当金庫は、与信業務の基本的な理念や手続等を定めた「クレジットポリシー」をはじめ、融資共通事務手続きや各種商品の事務規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部、管理部等により行われ、また、定期的に常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理し、その状況等は企画部がモニタリングしております。

②市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当金庫は定期的に金利の変動リスクの計測・評価を行い、ALM委員会等で協議検討し必要に応じて経営陣へ報告するなど、適宜、対策を講じる態勢としております。
定期的に企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会等に報告しております。
なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップも行っております。
(ii) 為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、為替持高を正確に把握し、為替相場の変動により被るリスクの回避に努め、為替相場の変動による収益への影響度を把握しております。
(iii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会が承認した、資金運用関連規定、資金運用計画及び資金運用方針に従い行われております。
このうち、資金部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は常勤理事会をはじめ、リスク管理委員会等へ定期的に報告されております。
(iv) デリバティブ取引
デリバティブ取引に関しては、資金運用関連規定、資金運用計画、資金運用方針及び外国為替事務取扱規定等に基づき実施されております。
(v) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」及び「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引等であります。
当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「有価証券」の市場リスク量（損失額の推計値）をVaRにより日次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。「有価証券」を除く金融資産及び金融負債につきましても、「保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値」を用いた経済価値の変動額を金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間3カ月、信頼区間99%、観測期間1年）により算出しており、平成31年3月31日現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、2,614百万円です。
なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと評価損益との関係を検証するバックテスティングを実施しております。ただし、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉していると考えておりますが、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の確率での市場リスク量（損失額の推計値）を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
「有価証券」を除く金融資産及び金融負債に係る、「保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値」を用いた経済価値の変動額は、393百万円増加するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

31. 金融商品の時価等に関する事項
平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の算定方法については（注1）参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1)　現金	10,332	10,332	－
(2)　預け金（＊1）	184,261	184,165	△96
(3)　有価証券	195,924	196,132	207
満期保有目的の債券	11,066	11,274	207
その他有価証券	184,858	184,858	－
(4)　貸出金	328,772		
貸倒引当金（＊2）	△3,478		
	325,293	327,062	1,769
金融資産計	715,812	717,693	1,880
(1)　預金積金	690,315	690,798	483
金融負債計	690,315	690,798	483
デリバティブ取引（＊3）			
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
ヘッジ会計が適用されていないもの	(46)	(46)	－
デリバティブ取引計	(46)	(46)	－

（＊1）預け金の時価には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
（＊2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
（＊3）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（　）で表示しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

（1）預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、無リスクの市場金利（1年未満は対TIBOR、1年以上は対LIBORの円／円スワップレート）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。また、利払いごとに預入先の金融機関が満期を繰り上げることができる預け金（いわゆるコーラブル預金）については、合理的に算定された価額を時価としております。

（2）有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。
なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については32. から33. に記載しております。

（3）貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び残存期間、内部格付に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（1年未満は対TIBOR、1年以上は対LIBORの円／円スワップレート）に内部格付区分に対応した信用コスト率及び経費率を加算した率で割り引いて時価を算定しております。固定金利による住宅ローンについては、元利金の合計額を残存期間と同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間（3カ月以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。
貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

（1）預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、残存期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（3カ月以内）のもの及び変動金利型のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（為替先物）であり、割引現在価値等により算出した価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式（＊1）	10
関連法人等株式（＊1）	48
非上場株式（＊1）	155
信金中央金庫出資金（＊1）	3,155
合　計	3,369

（＊1）子会社・子法人等株式、関連法人等株式、非上場株式、信金中央金庫出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金（＊1）	165,600	13,000	—	—
有価証券（＊2）	12,848	44,033	50,101	62,816
満期保有目的の債券	2,196	7,794	623	452
その他有価証券のうち満期があるもの	10,652	36,238	49,478	62,364
貸出金（＊3）	63,729	108,114	65,548	66,987
合　計	255,026	209,181	165,751	192,621

（＊1）預け金のうち、当座預金や普通預金など明確な期間の定めがないものは含めておりません。
（＊2）有価証券のうち、株式や投資信託など償還予定額が明確に見込めないものは含めておりません。
（＊3）貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

（注4）主な有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超
預金積金（＊1）	591,790	96,990	1,534	—
合　計	591,790	96,990	1,534	—

（＊1）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

32. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」のうち、信託受益権等が含まれております。以下、33. まで同様であります。

満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種　類	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国　債	—	—	—
	地方債	5,807	5,923	116
	社　債	4,059	4,126	67
	その他	1,951	1,980	29
	小　計	11,818	12,031	213
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国　債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社　債	—	—	—
	その他	114	114	—
	小　計	114	114	—
合　計		11,932	12,146	213

その他有価証券

（単位：百万円）

	種　類	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	—	—	—
	債　券	106,838	103,728	3,109
	国　債	594	530	64
	地方債	42,090	40,564	1,525
	社　債	64,153	62,633	1,519
	その他	41,487	40,128	1,359
	小　計	148,326	143,857	4,469
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	372	474	△101
	債　券	6,729	6,784	△54
	国　債	—	—	—
	地方債	4,747	4,784	△36
	社　債	1,982	2,000	△17
	その他	29,430	30,804	△1,374
	小　計	36,532	38,063	△1,531
合　計		184,858	181,920	2,937

33. 当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：百万円）

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株　式	1,376	38	130
債　券	8,241	72	—
国　債	2,933	12	—
地方債	3,308	43	—
社　債	1,998	16	—
その他	27,248	408	203
合　計	36,867	519	333

34. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	500	500	—	—	—

（注）「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、26,887百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが 10,372百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

	（単位：百万円）
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金（注2）	1,382
貸倒引当金	1,639
減価償却超過額	291
土地の減損	187
賞与引当金	91
退職給付引当金	79
その他	262
繰延税金資産小計	3,933
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	△1,382
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,254
評価性引当額小計（注1）	△3,636
繰延税金資産合計	297
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	819
その他	0
繰延税金負債合計	819
繰延税金負債の純額	522

（注1）評価性引当額が前年比180百万円減少しております。この減少の主な要因は、貸倒引当金に係る評価性引当額が減少したことに伴うものであります。

（注2）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（平成31年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（＊1）	—	—	72	114	115	1,079	1,382
評価性引当額	—	—	△72	△114	△115	△1,079	△1,382
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

（＊1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

37. 企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度から適用し、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（評価性引当額の合計額を除く。）及び同注解（注9）に記載された内容を追加しております。

損益計算書の注記事項

注 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社との取引による収益総額　6,337千円
子会社との取引による費用総額 159,812千円
3. 出資1口当たり当期純利益金額　148円20銭
4. その他の経常収益は、負債計上を中止した預金 95,401千円などであります。
その他の経常費用は、責任共有負担金82,910千円などであります。

主な経営指標 主要な事業の状況を示す指標

業務粗利益

（単位：千円）

	平成29年度	平成30年度
資金運用収支	7,528,342	7,197,958
資金運用収益	7,995,692	7,589,044
資金調達費用	467,350	391,085
役務取引等収支	364,252	400,230
役務取引等収益	1,022,680	1,047,983
役務取引等費用	658,428	647,753
その他業務収支	△668,748	73,940
その他業務収益	366,314	290,733
その他業務費用	1,035,062	216,792
業務粗利益	7,223,846	7,672,129
業務粗利益率	1.02%	1.07%

（注）1.「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用（平成29年度337千円、平成30年度279千円）を控除して表示しております。
2.業務粗利益率＝業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100
3.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

資金運用収支の内訳

	平均残高（百万円）		利息（千円）		利回り（%）	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
資金運用勘定	707,803	715,457	7,995,692	7,589,044	1.12	1.06
うち貸出金	318,664	324,148	5,055,024	4,879,576	1.58	1.50
うち預け金	199,119	196,998	378,553	369,213	0.19	0.18
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	185,899	190,134	2,476,678	2,254,453	1.33	1.18
資金調達勘定	692,624	700,200	467,350	391,085	0.06	0.05
うち預金積金	688,652	696,180	456,399	378,675	0.06	0.05
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借用金	4,472	4,520	4,200	5,606	0.09	0.12

（注）1.資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（平成29年度569百万円、平成30年度601百万円）を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（平成29年度500百万円、平成30年度500百万円）及び利息（平成29年度337千円、平成30年度279千円）を、それぞれ控除して表示しております。
2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

利鞘

（単位：%）

	平成29年度	平成30年度
資金運用利回	1.12	1.06
資金調達原価率	1.03	1.03
総資金利鞘	0.09	0.02

利益率

（単位：%）

	平成29年度	平成30年度
総資産経常利益率	0.16	0.10
総資産当期純利益率	0.15	0.09

（注）

$$総資産経常（当期純）利益率 = \frac{経常（当期純）利益}{総資産（債務保証見返を除く）平均残高} \times 100$$

受取・支払利息の増減

（単位：千円）

	平成29年度			平成30年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	190,433	△ 220,099	△ 29,665	81,187	△ 487,835	△ 406,648
うち貸出金	152,245	△ 454,398	△ 302,153	82,557	△ 258,005	△ 175,448
うち預け金	△ 20,248	△ 41,301	△ 61,550	△ 4,032	△ 5,307	△ 9,339
うち有価証券	224,708	101,857	326,566	50,220	△ 272,445	△ 222,224
支払利息	11,613	△ 115,366	△ 103,752	3,952	△ 80,216	△ 76,264
うち預金積金	10,208	△ 114,590	△ 104,382	4,094	△ 81,818	△ 77,724
うち借用金	1,636	△ 89	1,546	60	1,346	1,406

（注）1.残高及び利率の増減要因が重なる部分については、残高による増減に含めております。
2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

その他の業務利益の内訳

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度
その他業務収益		
外国為替売買益	6	4
国債等債券売却益	340	242
国債等債券償還益	1	0
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	18	42
合　計	366	290
その他業務費用		
国債等債券売却損	150	35
国債等債券償還損	880	165
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	0	14
その他の業務費用	3	1
合　計	1,035	216

役務取引の状況

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度
役務取引等収益		
受入為替手数料	512	502
その他の役務収益	509	545
合　計	1,022	1,047
役務取引等費用		
支払為替手数料	178	172
その他の役務費用	479	475
合　計	658	647

経費の内訳

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度
人件費	4,082	4,097
物件費	2,451	2,575
事務費	1,251	1,224
固定資産費	400	400
事業費	112	118
人事厚生費	64	38
減価償却費	371	557
その他	250	235
税金	294	232
合　計	6,829	6,905

預金・貸出金 預金に関する指標

流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高

■預金積金及び譲渡性預金平均残高

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度
流動性預金	267,884	282,820
うち有利息預金	205,447	219,223
定期性預金	418,598	411,138
定期預金	404,930	397,806
うち固定金利定期預金	404,738	397,639
うち変動金利定期預金	191	166
定期積金	13,668	13,332
その他	2,169	2,220
計	688,652	696,180
譲渡性預金	—	—
合計	688,652	696,180

（注）1.流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2.定期性預金＝定期預金＋定期積金
固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
3.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高

■定期預金残高

（単位：百万円）

	平成30年3月末	平成31年3月末
定期預金	404,263	393,912
固定金利定期預金	404,074	393,750
変動金利定期預金	179	152
その他	8	8

預金科目別平残内訳

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度
当座預金	32,240	32,825
普通預金	234,537	248,662
貯蓄預金	335	322
通知預金	771	1,011
定期預金	404,930	397,806
定期積金	13,668	13,332
別段預金	1,919	1,985
納税預金	91	84
その他預金	158	150
合計	688,652	696,180

預金者別預金残高

（単位：百万円）

	平成30年3月末	平成31年3月末
個人	528,969	527,704
一般法人	131,725	131,748
金融機関	1,751	1,998
公金	25,767	28,863
合計	688,213	690,315

財形貯蓄残高

（単位：百万円）

	平成30年3月末	平成31年3月末
財形貯蓄	165	145
財形年金貯蓄	66	59
合計	231	204

貸出金等に関する指標

手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高

■貸出金平均残高

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度
手形貸付	10,012	10,916
証書貸付	296,693	301,682
当座貸越	9,456	9,088
割引手形	2,503	2,461
合計	318,664	324,148

（注）国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

■貸出金残高

（単位：百万円）

	平成30年3月末	平成31年3月末
貸出金	326,437	328,772
変動金利	181,707	185,280
固定金利	144,730	143,492

消費者ローン・住宅ローン残高

（単位：百万円）

	平成30年3月末	平成31年3月末
消費者ローン	6,728	6,883
住宅ローン	71,396	72,685
合計	78,125	79,568

担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

■貸出金の担保別内訳

（単位：百万円）

	平成30年3月末	平成31年3月末
当金庫預金積金	3,561	3,497
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	63,207	61,048
その他	100	100
計	66,868	64,646
信用保証協会・信用保険	68,053	69,103
保証	133,117	133,359
信用	58,398	61,662
合計	326,437	328,772

■債務保証見返の担保別内訳

（単位：百万円）

	平成30年3月末	平成31年3月末
当金庫預金積金	0	0
有価証券	—	—
動産	11	—
不動産	30	27
その他	—	—
計	42	28
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	199	160
信用	150	92
合計	392	281

使途別の貸出金残高

■貸出金使途別残高

（単位：百万円）

	平成30年3月末		平成31年3月末	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	147,424	45.1%	152,779	46.4%
運転資金	179,013	54.8%	175,993	53.5%
合計	326,437	100.0%	328,772	100.0%

業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

■貸出金業種別内訳

（単位：先、百万円）

業種区分	平成30年3月末			平成31年3月末		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	610	25,108	7.6%	570	23,880	7.2%
農業、林業	28	466	0.1%	27	493	0.1%
漁業	10	59	0.0%	11	83	0.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	1	182	0.0%	1	162	0.0%
建設業	1,067	29,852	9.1%	1,073	28,189	8.5%
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	1	13	0.0%
情報通信業	29	568	0.1%	31	642	0.1%
運輸業、郵便業	136	8,064	2.4%	139	7,526	2.2%
卸売業、小売業	813	27,585	8.4%	801	25,862	7.8%
金融業、保険業	24	6,571	2.0%	28	6,682	2.0%
不動産業	856	64,867	19.8%	918	69,575	21.1%
物品賃貸業	7	1,202	0.3%	9	1,297	0.3%
学術研究、専門・技術サービス業	118	2,369	0.7%	126	2,348	0.7%
宿泊業	17	5,016	1.5%	16	5,049	1.5%
飲食業	307	4,822	1.4%	309	4,836	1.4%
生活関連サービス業、娯楽業	360	15,595	4.7%	343	15,138	4.6%
教育、学習支援業	23	793	0.2%	24	980	0.2%
医療、福祉	212	12,084	3.7%	219	11,379	3.4%
その他のサービス	234	7,882	2.4%	238	7,655	2.3%
小計	4,852	213,094	65.2%	4,884	211,798	64.4%
地方公共団体	13	33,983	10.4%	14	36,373	11.0%
個人	15,468	79,360	24.3%	14,782	80,601	24.5%
合計	20,333	326,437	100.0%	19,680	328,772	100.0%

（注）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

預貸率の期末値及び期中平均値

■預貸率

（単位：%）

	平成29年度	平成30年度
期末預貸率	47.4	47.6
期中平均預貸率	46.2	46.5

（注）1.預貸率＝$\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金＋譲渡性預金}}$×100
2.国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

代理貸付残高の内訳

（単位：百万円）

	平成30年3月末	平成31年3月末
信金中央金庫	277	191
日本政策金融公庫	9	8
独）住宅金融支援機構	5,033	4,215
独）福祉医療機構	718	521
独）勤労者退職金共済機構	—	—
独）中小企業基盤整備機構	123	111
合計	6,163	5,048

一店舗あたりの預金残高及び貸出金残高

（単位：百万円）

		平成30年3月末	平成31年3月末
一店舗あたり	預金	15,293 (15,303)	15,340 (15,470)
	貸出金	7,254 (7,081)	7,306 (7,203)

（注）（ ）内は期中の平均残高により算出したものです。

役職員一人あたりの預金残高及び貸出金残高

（単位：百万円）

		平成30年3月末	平成31年3月末
役職員一人あたり	預金	1,288 (1,221)	1,257 (1,204)
	貸出金	611 (565)	598 (560)

（注）（ ）内は期中の平均残高により算出したものです。

有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高

該当する取引はございません。

有価証券の残存期間別残高

■平成29年度

（単位：百万円）

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合　計
国債	—	—	—	—	596	—	—	596
地方債	3,417	8,477	6,505	4,290	6,013	22,218	—	50,922
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	5,177	13,377	10,849	5,422	13,744	21,855	494	70,920
株式	—	—	—	—	—	—	1,118	1,118
外国証券	3,387	4,497	2,146	8,148	10,127	11,198	1,371	40,877
その他の証券	420	4,095	2,669	301	4,753	163	10,959	23,364

■平成30年度

（単位：百万円）

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合　計
国債	—	—	—	—	594	—	—	594
地方債	5,096	6,264	6,492	4,621	6,243	23,926	—	52,644
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	6,748	9,991	11,064	2,737	16,244	22,904	503	70,194
株式	—	—	—	—	—	—	372	372
外国証券	1,004	3,675	6,543	4,272	15,387	15,482	3,872	50,237
その他の証券	1,630	5,894	3,607	1,412	3,817	678	5,705	22,746

有価証券の種類別の平均残高

■有価証券平均残高

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度
国債	4,544	704
地方債	44,276	52,426
短期社債	—	—
社債	70,500	70,095
株式	522	1,028
外国証券	31,956	46,185
その他の証券	34,098	19,693
合計	185,899	190,134

預証率の期末値及び期中平均値

■預証率

（単位：%）

	平成29年度	平成30年度
期末預証率	27.22	28.41
期中平均預証率	26.99	27.31

（注）1. $預証率=\frac{有価証券}{預金積金+譲渡性預金}\times100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

有価証券

売買目的有価証券

該当する取引はございません。

満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	種類	平成29年度 貸借対照表計上額	平成29年度 時価	平成29年度 差額	平成30年度 貸借対照表計上額	平成30年度 時価	平成30年度 差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	6,150	6,280	129	5,807	5,923	116
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	4,859	4,948	89	4,059	4,126	67
	その他	1,701	1,734	32	1,951	1,980	29
	小計	12,711	12,962	250	11,818	12,031	213
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	520	513	△6	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	155	155	—	114	114	—
	小計	675	668	△6	114	114	—
合計		13,387	13,631	244	11,932	12,146	213

（注）1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、時価を把握することが極めて困難と認められるため、下記「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」に記載し、本項では記載を省略しております。

その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	平成29年度 貸借対照表計上額	平成29年度 取得原価	平成29年度 差額	平成30年度 貸借対照表計上額	平成30年度 取得原価	平成30年度 差額
貸借対照表計上額が取得原価を越えるもの	株式	76	75	1	—	—	—
	債券	83,748	81,608	2,140	106,838	103,728	3,109
	国債	596	534	61	594	530	64
	地方債	30,083	29,221	862	42,090	40,564	1,525
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	53,069	51,852	1,216	64,153	62,633	1,519
	その他	17,138	16,444	693	41,487	40,128	1,359
	小計	100,963	98,128	2,835	148,326	143,857	4,469
貸借対照表計上額が取得原価を越えないもの	株式	1,042	1,138	△96	372	474	△101
	債券	27,160	27,582	△421	6,729	6,784	△54
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	14,168	14,461	△292	4,747	4,784	△36
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	12,992	13,121	△128	1,982	2,000	△17
	その他	45,246	46,975	△1,728	29,430	30,804	△1,374
	小計	73,449	75,696	△2,247	36,532	38,063	△1,531
合計		174,412	173,824	587	184,858	181,920	2,937

（注）1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

（単位：百万円）

	平成29年度 貸借対照表計上額	平成30年度 貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	10
関連法人等株式	48	48
非上場株式	155	155
組合出資金	3,155	3,155
その他の証券	0	0
合計	3,369	3,369

公共債引受額

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度
地方債	0	0
政府保証債	282	145
合計	282	145

公共債窓口販売実績

該当する取引はございません。

金銭の信託

運用目的の金銭の信託

該当する取引はございません。

満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はございません。

その他の金銭の信託

（単位：百万円）

平成29年度 取得原価	平成29年度 貸借対照表計上額	平成29年度 評価差額	平成29年度 うち益	平成29年度 うち損	平成30年度 取得原価	平成30年度 貸借対照表計上額	平成30年度 評価差額	平成30年度 うち益	平成30年度 うち損
500	500	—	—	—	500	500	—	—	—

（注）貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

デリバティブ取引

金利関連取引

（単位：百万円）

		平成29年度				平成30年度			
		契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時　価	評価損益	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時　価	評価損益
店頭	金利スワップ								
	受取固定・支払変動	—	—	—	—	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	1,020	1,020	987	△ 33	964	964	916	△ 47
	受取変動・支払変動	—	—	—	—	—	—	—	—
	受取固定・支払固定	—	—	—	—	—	—	—	—
合　計				987	△ 33			916	△ 47

（注）1. 上記取引については、時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

通貨関連取引

（単位：百万円）

		平成29年度				平成30年度			
		契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時　価	評価損益	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時　価	評価損益
店頭	為替予約								
	売　建	479	378	456	23	174	174	184	△ 9
	買　建	480	365	460	△ 19	192	173	203	11
合　計				916	3			387	1

（注）1. 上記取引については、時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

株式関連取引・債券関連取引・商品関連取引・クレジットデリバティブ取引

該当する取引はございません。

報酬体系について

単体

1. 対象役員
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

（1）報酬体系の概要
【基本報酬及び賞与】
非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。
そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

（2）平成30年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

（単位：百万円）

区　分	総支払額
対象役員に対する報酬等	222

（注）1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は2名です（期中に退任した者を含む）。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」193百万円、「賞与」26百万円、「退職慰労金」3百万円となっております。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

（3）その他
「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
なお、平成30年度において、対象職員等に該当するものはいませんでした。

（注）1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「同等額」は、平成30年度に対象役員に支払った報酬額の平均額としております。
3. 平成30年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

連結

1. 対象役員
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

（1）報酬体系の概要
【基本報酬及び賞与】
非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。
そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

（2）平成30年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

（単位：百万円）

区　分	総支払額
対象役員に対する報酬等	222

（注）1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は2名です（期中に退任した者を含む）。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」193百万円、「賞与」26百万円、「退職慰労金」3百万円となっております。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

（3）その他
「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。
なお、平成30年度において、対象職員等に該当するものはいませんでした。

（注）1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
なお、平成30年度においては、該当する会社はありませんでした。
3. 「同等額」は、平成30年度に対象役員に支払った報酬額の平均額としております。
4. 平成30年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

退職給付会計について

1. 採用している退職給付制度の概要
当金庫の退職給付制度は次のとおりです。
①確定給付企業年金制度（平成19年10月1日）
②確定拠出年金制度（平成19年10月1日）
また、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）にも加入しています。

2. 退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

区　分	金　額	
	平成29年度	平成30年度
退職給付債務（A）	2,336,199	2,264,341
年金資産（B）	2,017,772	2,035,683
前払年金費用（C）		
未認識過去勤務費用（D）		
未認識数理計算上の差異（E）	△ 42,305	△ 54,763
その他（会計基準変更時差異の未処理額）（F）		
退職給付引当金（A−B−C−D−E−F）	360,732	283,420

3. 退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

区　分	金　額	
	平成29年度	平成30年度
勤務費用（A）	408,295	409,915
利息費用（B）		
期待運用収益（C）	△ 27,518	△ 30,266
過去勤務費用の費用処理額（D）		
数理計算上の差異の費用処理額（E）	83,301	30,896
会計基準変更時差異の費用処理額（F）		
その他（臨時に支払った割増退職金等）（G）		
退職給付費用（A+B+C+D+E+F+G）	464,078	410,545

4. 退職給付債務の計算の基礎に関する事項

区　分	摘　要	
	平成29年度	平成30年度
（1）割引率	0.0%	0.0%
（2）長期期待運用収益率	1.5%	1.5%
（3）退職給付見込額の期間帰属方法	期間定額基準	期間定額基準
（4）過去勤務費用の額の処理年数	10年（発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法による）	
（5）数理計算上の差異の処理年数	10年（発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理する）	

その他の経営指標

内国為替取扱高

（単位：百万円）

		平成29年度	平成30年度
		金　額	金　額
振込・送金	仕向為替	759,601	787,088
	被仕向為替	890,972	909,159
代金取立	仕向為替	19,054	15,372
	被仕向為替	8,148	7,211

外国為替取扱高

（単位：千米ドル）

	平成29年度	平成30年度
	金　額	金　額
輸出	12,234	9,353
輸入	25,334	29,529
貿易外	23,675	27,118
合　計	61,244	66,001

外貨建資産残高

（単位：千米ドル）

	平成30年3月末	平成31年3月末
外貨建資産残高	29,976	42,027

会員数・出資金・配当率

（単位：人、百万円）

	平成27年3月末	平成28年3月末	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末
会員数	43,997	44,034	44,137	44,162	44,198
出資金	2,306	2,333	2,368	2,393	2,427
配当率	年4%	年4%	年4%	年4%	年4%

職員数

（単位：人）

	平成27年3月末	平成28年3月末	平成29年3月末	平成30年3月末	平成31年3月末
男性	373	362	349	331	332
女性	190	194	189	196	210
職員総数	563	556	538	527	542

自動機設置状況

（単位：台）

	平成30年3月末	平成31年3月末
店内ATM	93	93
店外ATM	23	20
合　計	116	113

（注）店外ATMには企業内CD1台を含んでおります。

不良債権額と不良債権比率の推移

金融再生法に基づき開示すべき債権は、貸出金のほか債務保証見返、未収利息、外国為替、貸付有価証券、金融機関保証付私募債及び仮払金です。

金融再生法に基づく不良債権とは、破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破綻先、実質破綻先の債権）危険債権（破綻懸念先の債権）要管理債権（要注意先のうち、元本又は利息の支払が3ヵ月以上延滞している債権、または貸出条件緩和債権）の合計債権額です。

不良債権比率は、不良債権額を金融再生法に基づき開示すべき債権の額で除した割合です。

不良債権と言いましても、すべてがロスに繋がるものではありませんが、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に対しては、毀損見込額全額を個別貸倒引当金として計上し、危険債権、要管理債権に対しては、当金庫の過去の毀損実績にて貸倒実績率を算出し所要の個別・一般貸倒引当金を計上しています。

また、正常債権に対しても同様に、貸倒実績率により一般貸倒引当金を計上しています。

これら貸倒引当金を計上しているほかに、純資産額は315億円に上っており、健全性については問題ありません。

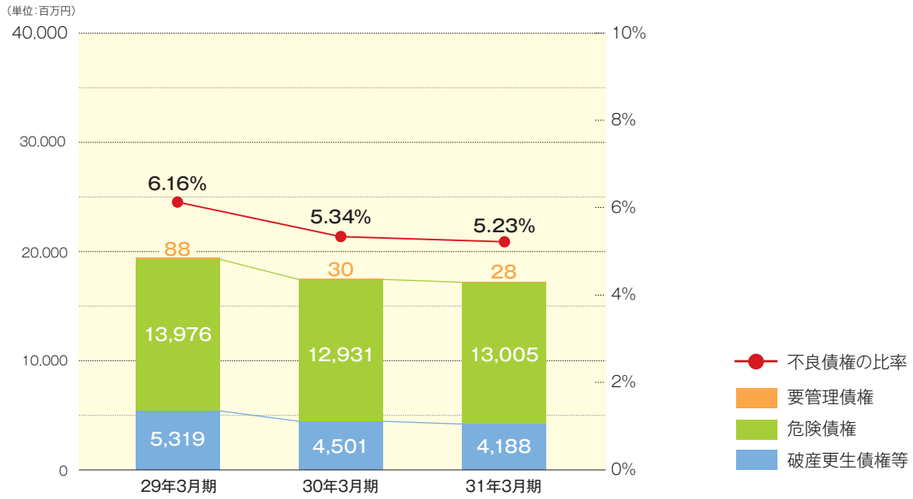

金融再生法開示債権と引当・保全状況

金融再生法に基づき開示すべき債権とは、貸出金のほか債務保証見返、未収利息、外国為替、貸付有価証券、金融機関保証付私募債及び仮払金です。

（単位：百万円）

区分		開示額 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金 (d)	保全率(%) (b)/(a)	引当率(%) (d)/(a-c)
金融再生法上の不良債権	平成30年3月末	17,463	16,205	13,100	3,105	92.80	71.18
	平成31年3月末	17,221	15,916	12,923	2,992	92.42	69.62
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成30年3月末	4,501	4,501	3,826	674	100.00	100.00
	平成31年3月末	4,188	4,188	3,589	598	100.00	100.00
危険債権	平成30年3月末	12,931	11,696	9,268	2,428	90.45	66.29
	平成31年3月末	13,005	11,722	9,329	2,392	90.13	65.09
要管理債権	平成30年3月末	30	7	4	3	25.63	12.92
	平成31年3月末	28	5	4	1	20.43	7.39
正常債権	平成30年3月末	309,695	—	—	—	—	—
	平成31年3月末	312,147	—	—	—	—	—
合計	平成30年3月末	327,159	—	—	—	—	—
	平成31年3月末	329,369	—	—	—	—	—

（注）1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、更生手続開始、再生手続開始、破産手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権のことです。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権のことです。
3.「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金のことです。
4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当しない債権のことです。
5.「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
6.「保全額」は担保・保証等による回収見込額と貸倒引当金の合計額です。

リスク管理債権の引当・保全状況

リスク管理債権とは、信用金庫法により定められた開示すべき債権（貸出金）の金額です。

（単位：百万円）

区分		開示額 (a)	担保・保証等による回収見込額(b)	貸倒引当金 (c)	保全率(%) (b+c)/(a)	引当率(%) (c)/(a-b)
破綻先債権	平成30年3月末	957	916	40	100.00	100.00
	平成31年3月末	606	555	50	100.00	100.00
延滞債権	平成30年3月末	16,433	12,167	3,031	92.49	71.06
	平成31年3月末	16,548	12,353	2,912	92.25	69.41
3ヵ月以上延滞債権	平成30年3月末	—	—	—	—	—
	平成31年3月末	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成30年3月末	30	4	3	25.63	12.92
	平成31年3月末	28	4	1	20.43	7.39
合計	平成30年3月末	17,421	13,088	3,075	92.78	70.98
	平成31年3月末	17,183	12,913	2,964	92.40	69.42

（注）1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の延滞が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金のことです。
①更生手続開始の申立てがあった債務者　②再生手続開始の申立てがあった債務者
③破産手続開始の申立てがあった債務者　④特別清算開始の申立てがあった債務者
⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
2.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち、次の2つを除いた貸出金のことです。
①上記「破綻先債権」に該当する貸出金　②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3.「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で「破綻先債権」、「延滞債権」に該当しない貸出金のことです。
4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヵ月以上延滞債権」に該当しない貸出金のことです。
5.なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別・一般貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6.「担保・保証等による回収見込額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7.「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しております。
8.保全率はリスク管理債権ごとの開示額に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
保全率＝（担保・保証等による回収見込額＋貸倒引当金）÷開示額
9.引当率はリスク管理債権ごとの無担保額に対し、貸倒引当金を引当てている割合です。
引当率＝貸倒引当金÷（開示額－担保・保証等による回収見込額）

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

■貸倒引当金の内訳

（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額 目的使用	当期減少額 その他	期末残高
一般貸倒引当金	平成29年度	675	656	—	675	656
	平成30年度	656	514	—	656	514
個別貸倒引当金	平成29年度	3,285	3,172	171	3,114	3,172
	平成30年度	3,172	3,060	246	2,926	3,060
合計	平成29年度	3,961	3,829	171	3,790	3,829
	平成30年度	3,829	3,574	246	3,583	3,574

貸出金償却の額

■貸出金償却額

（単位：百万円）

平成29年度	30
平成30年度	34

子会社等に関する事項

当金庫グループの主要な事業の概要

当金庫グループは、当金庫,子会社1社と関連法人等2社で構成され、信用金庫業務を中心に、金融機関事務集中業務受託、リース業務及び金融機関業務データ処理受託などの金融サービスを提供しております。

兵庫信用金庫

- 国内
  - 本店ほか支店35店舗　出張所9店舗
  - 子会社1社　兵信ビジネスサービス株式会社(金融機関事務集中業務受託他)
  - 関連法人等2社　兵信リース株式会社(リース業務)
    株式会社信金西日本ソリューションセンター
    (金融機関業務データ処理受託他)

子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当金庫議決権比率	子会社等の議決権比率
兵信ビジネスサービス株式会社	姫路市増位新町1丁目16番地	金融機関事務集中業務受託	昭和60年6月18日	10百万円	100.0%	―%
兵信リース株式会社	姫路市東延末3丁目3番の1	リース業務	昭和63年11月16日	30百万円	36.0%	―%
株式会社信金西日本ソリューションセンター	石川県白山市八束穂1丁目6番地	金融機関業務データ処理受託	平成18年7月3日	70百万円	28.6%	―%

当金庫グループの事業の概況(連結)

預金については、流動性預金の増加が定期性預金の減少を上回り、期末残高で前連結会計年度比20億円、0.30%増加し6,902億円となりました。一方、貸出金については、情報リレーション営業の実践、事業性評価を推進した結果、期末残高で前連結会計年度比23億円、0.71%増加し3,287億円となりました。

収支面では、貸出金利回りの低下による貸出金利息の減少や、有価証券利息配当金の減少により、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度比4億円、35.76%減少し、7億円となりました。

また、当金庫グループの連結自己資本比率は、前連結会計年度比0.27ポイント上昇し9.34%となりました。

これは国内基準の4%を上回っており、当金庫グループが安全かつ健全であることを示しています。

5連結会計年度における主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
連結経常収益	11,729	11,180	10,688	10,572	9,499
連結経常利益	2,204	2,137	1,961	1,232	782
親会社株主に帰属する当期純利益	2,180	1,955	1,791	1,124	722
連結純資産額	27,682	29,739	28,946	29,322	31,679
連結総資産額	680,019	691,287	700,664	725,770	729,150
連結自己資本比率(%)	9.03	9.50	9.61	9.07	9.34

(注)連結総資産額には、債務保証見返は含んでおりません。

連結貸借対照表

■資産の部

(単位:百万円)

科目	平成30年3月末	平成31年3月末
現金及び預け金	202,203	194,594
買入手形及びコールローン	63	33
買入金銭債権	656	866
金銭の信託	500	500
有価証券	187,407	196,196
貸出金	326,437	328,772
外国為替	170	36
その他資産	4,635	4,617
有形固定資産	6,984	6,756
建物	1,420	1,440
土地	4,720	4,715
リース資産	62	73
その他の有形固定資産	781	527
無形固定資産	372	350
ソフトウェア	357	338
リース資産	14	12
その他の無形固定資産	0	0
繰延税金資産	168	―
債務保証見返	392	281
貸倒引当金	△ 3,829	△ 3,574
資産の部合計	726,163	729,432

■負債の部

(単位:百万円)

科目	平成30年3月末	平成31年3月末
預金積金	688,143	690,241
借用金	5,277	3,742
その他負債	1,404	1,354
賞与引当金	334	337
退職給付に係る負債	361	283
預金払戻損失引当金	160	165
偶発損失引当金	231	288
繰延税金負債	―	522
再評価に係る繰延税金負債	535	535
債務保証	392	281
負債の部合計	696,840	697,752

■純資産の部

(単位:百万円)

科目	平成30年3月末	平成31年3月末
出資金	2,393	2,427
利益剰余金	25,760	26,378
処分未済持分	△0	△0
会員勘定合計	28,153	28,805
その他有価証券評価差額金	424	2,118
土地再評価差額金	745	754
評価・換算差額等合計	1,169	2,873
非支配株主持分	―	―
純資産の部合計	29,322	31,679
負債及び純資産の部合計	726,163	729,432

連結損益計算書

(単位:千円)

科目	平成29年度	平成30年度
経常収益	10,572,855	9,499,272
資金運用収益	7,993,136	7,586,488
貸出金利息	5,055,024	4,879,576
預け金利息	378,553	369,213
買入手形利息及びコールローン利息	1,039	1,523
有価証券利息配当金	2,474,122	2,251,897
その他の受入利息	84,396	84,276
役務取引等収益	1,016,643	1,041,946
その他業務収益	366,014	290,433
その他経常収益	1,197,061	580,404
貸倒引当金戻入益	―	8,305
償却債権取立益	243,520	154,562
その他の経常収益	953,541	417,536
経常費用	9,340,484	8,717,089
資金調達費用	467,686	391,364
預金利息	436,297	359,968
給付補填備金繰入額	20,101	18,706
借用金利息	4,200	5,606
その他の支払利息	7,087	7,083
役務取引等費用	658,428	647,753
その他業務費用	1,035,062	216,792
経費	6,817,675	6,893,388
その他経常費用	361,631	567,790
貸倒引当金繰入額	39,319	―
その他の経常費用	322,311	567,790
経常利益	1,232,371	782,183
特別利益	6,316	―
固定資産処分益	6,316	―
特別損失	5,184	11,703
固定資産処分損	5,184	2,830
減損損失	―	8,872
税金等調整前当期純利益	1,233,504	770,480
法人税、住民税及び事業税	11,976	12,344
法人税等調整額	96,646	35,595
法人税等合計	108,623	47,939
当期純利益	1,124,880	722,540
非支配株主に帰属する当期純利益	―	―
親会社株主に帰属する当期純利益	1,124,880	722,540

連結剰余金計算書

(単位:千円)

科目	平成29年度	平成30年度
利益剰余金期首残高	24,719,947	25,760,581
利益剰余金増加高	1,134,270	722,540
親会社株主に帰属する当期純利益	1,124,880	722,540
土地再評価差額金取崩額	9,390	―
利益剰余金減少高	93,637	104,306
配当金	93,637	94,585
土地再評価差額金取崩額	―	9,721
利益剰余金期末残高	25,760,581	26,378,814

連結リスク管理債権の状況

(単位:百万円)

	平成30年3月末	平成31年3月末
破綻先債権	957	606
延滞債権	16,433	16,548
3ヵ月以上延滞債権	―	―
貸出条件緩和債権	30	28
合計	17,421	17,183

(注)リスク管理債権は、兵庫信用金庫の決算におけるものと同額です。
49ページのリスク管理債権の引当・保全状況をご参照ください。

事業の種類別セグメント情報

連結会社は信用金庫業務以外に一部で事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

連結貸借対照表の注記事項

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。

4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 当金庫の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
   建物　10年～50年
   その他　4年～20年
   連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

6. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

8. 当金庫の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

9. 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
   破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
   上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
   すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、管理部(営業関連部署)が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部(資産監査部署)が査定結果を監査しております。
   なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,176百万円であります。

10. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

11. 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
   数理計算上の差異　各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理
   「退職給付に係る負債」については、信用金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額を加減した額から年金資産の額を控除した額を計上しております。
   なお、一部の連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
   当金庫並びに連結される子会社及び子法人等は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
   なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の掛金等に占める当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
   ①制度全体の積立状況に関する事項(平成30年3月31日現在)
   年金資産の額　1,669,710百万円
   年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額　1,806,457百万円
   差引額　△136,747百万円
   ②制度全体に占める当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の掛金拠出割合(平成30年3月分)　0.5027%
   ③補足説明
   上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高197,854百万円及び別途積立金61,107百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金101万円を費用処理しております。
   なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の実際の負担割合とは一致しません。

12. 預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

13. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

14. 当金庫の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替先物予約取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
15. 当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
16. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額－百万円
17. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額－百万円
18. 子会社等の株式又は出資金の総額(連結子会社及び連結子法人等の株式又は出資金を除く)115百万円
19. 有形固定資産の減価償却累計額 11,278百万円
20. 貸出金のうち、破綻先債権額は 606百万円、延滞債権額は 16,548百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
21. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は28百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
23. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は17,183百万円であります。
なお、20. から23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
24. 手形割引は、日本公認会計士協会　業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,720百万円であります。
25. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
預け金　4,000百万円
有価証券　4,458百万円
担保資産に対応する債務
借用金　3,648百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保として、預け金20,000百万円、外国為替取引の担保として、預け金1,800百万円を差し入れております。
また、その他の資産のうち保証金は12百万円及び敷金は98百万円であります。
26. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日　平成14年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額
△1,557百万円
27. 出資1口当たりの純資産額 6,526円60銭
28. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫グループは、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行いリスクコントロールに努めております。また、その一環として、デリバティブ取引も行っております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引、為替先物予約取引があります。
当金庫グループでは、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である金融商品に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
当金庫グループは、リスクの種類に応じたリスク管理部署を設置するほか、経営陣によって構成されたリスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスク状況を統合的に把握・管理する体制をとっております。リスク管理委員会ではリスク状況を定期的に議論するほか、金融環境の変化時には即座に同委員会を開催するなど機動的な態勢をとっております。
リスク管理体制の整備についても、リスク管理基本規定を基に各リスクの管理規定及び年度リスク管理方針を制定し、また、定量的な管理方法や手続等を定めた統合的リスク管理規定や各リスク計測マニュアルを整備しております。

①信用リスクの管理
当金庫グループは、与信業務の基本的な理念や手続等を定めた「クレジットポリシー」をはじめ、融資共通事務手続きや各種商品の事務規定及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部、管理部等により行われ、また、定期的に常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理し、その状況等は企画部がモニタリングしております。
②市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当金庫グループは定期的に金利の変動リスクの計測・評価を行い、ALM委員会等で協議検討し必要に応じて経営陣へ報告するなど、適宜、対策を講じる態勢としております。
定期的に企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会等に報告しております。
なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップも行っております。
(ii) 為替リスクの管理
当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、為替持高を正確に把握し、為替相場の変動により被るリスクの回避に努め、為替相場の変動による収益への影響度を把握しております。
(iii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会が承認した、資金運用関連規定、資金運用計画及び資金運用方針に従い行われております。
このうち、資金部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は常勤理事会をはじめ、リスク管理委員会等へ定期的に報告されております。
(iv) デリバティブ取引
デリバティブ取引に関しては、資金運用関連規定、資金運用計画、資金運用方針及び外国為替事務取扱規定等に基づき実施されております。
(v) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」及び「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引等であります。
当金庫グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、「有価証券」の市場リスク量(損失額の推計値)をVaRにより日次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。「有価証券」を除く金融資産及び金融負債につきましても、「保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値」を用いた経済価値の変動額を金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当金庫グループのVaRは分散共分散法(保有期間3カ月、信頼区間99%、観測期間1年)により算出しており、平成31年3月31日現在で当金庫グループの市場リスク量(損失額の推計値)は、2,614百万円です。
なお、当金庫グループでは、モデルが算出するVaRと評価損益との関係を検証するバックテスティングを実施しております。ただし、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉していると考えておりますが、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の確率での市場リスク量(損失額の推計値)を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
「有価証券」を除く金融資産及び金融負債に係る、「保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値」を用いた経済価値の変動額は、393百万円増加するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
③資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。
29. 金融商品の時価等に関する事項
平成31年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金及び預け金(＊1)	194,594	194,498	△96
(2) 有価証券	195,924	196,132	207
満期保有目的の債券	11,066	11,274	207
その他有価証券	184,858	184,858	－
(3) 貸出金	328,772		
貸倒引当金(＊2)	△3,478		
	325,293	327,062	1,769
金融資産計	715,813	717,693	1,880
(1) 預金積金	690,241	690,724	483
金融負債計	690,241	690,724	483
デリバティブ取引(＊3)			
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
ヘッジ会計が適用されていないもの	(46)	(46)	－
デリバティブ取引計	(46)	(46)	－

(＊1)預け金の時価には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
(＊2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
(＊3)その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で表示しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法
金融資産
(1)現金及び預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、無リスクの市場金利(1年未満は対TIBOR、1年以上は対LIBORの円／円スワップレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。また、利払いごとに預入先の金融機関が満期を繰り上げることができる預け金(いわゆるコーラブル預金)については、合理的に算定された価額を時価としております。
(2)有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については30.から31.に記載しております。
(3)貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び残存期間、内部格付に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(1年未満は対TIBOR、1年以上は対LIBORの円／円スワップレート)に内部格付区分に対応した信用コスト率及び経費率を加算した率で割り引いて時価を算定しております。固定金利による住宅ローンについては、元利金の合計額を残存期間と同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(3カ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。
貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
金融負債
(1)預金積金
要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、残存期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期(3カ月以内)のもの及び変動金利型のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
デリバティブ取引
デリバティブ取引は、金利関連取引(金利スワップ)、通貨関連取引(為替先物)であり、割引現在価値等により算出した価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区　分	連結貸借対照表計上額
関連法人等株式(＊1)	115
非上場株式(＊1)	155
信金中央金庫出資金(＊1)	3,155
合　計	3,426

(＊1)関連法人等株式、非上場株式及び信金中央金庫出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預け金(＊1)	165,600	13,000		－
有価証券(＊2)	12,848	44,033	50,101	62,816
満期保有目的の債券	2,196	7,794	623	452
その他有価証券のうち満期があるもの	10,652	36,238	49,478	62,364
貸出金(＊3)	63,729	108,114	65,548	66,987
合　計	255,026	209,181	165,751	192,621

(＊1)現金及び預け金のうち、現金及び当座預金や普通預金など明確な期間の定めがないものは含めておりません。
(＊2)有価証券のうち、株式や投資信託など償還予定額が明確に見込めないものは含めておりません。
(＊3)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4)主な有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超
預金積金(＊1)	591,716	96,990	1,534	－
合　計	591,716	96,990	1,534	－

(＊1)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」のうち、信託受益権等が含まれております。以下、31. まで同様であります。
満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種　類	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国　債	－	－	－
	地方債	5,807	5,923	116
	社　債	4,059	4,126	67
	その他	1,951	1,980	29
	小　計	11,818	12,031	213
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国　債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社　債	－	－	－
	その他	114	114	－
	小　計	114	114	－
合　計		11,932	12,146	213

その他有価証券

(単位:百万円)

	種　類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差　額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	－	－	－
	債　券	106,838	103,728	3,109
	国　債	594	530	64
	地方債	42,090	40,564	1,525
	社　債	64,153	62,633	1,519
	その他	41,487	40,128	1,359
	小　計	148,326	143,857	4,469
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	372	474	△101
	債　券	6,729	6,784	△54
	国　債	－	－	－
	地方債	4,747	4,784	△36
	社　債	1,982	2,000	△17
	その他	29,430	30,804	△1,374
	小　計	36,532	38,063	△1,531
合　計		184,858	181,920	2,937

31. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株　式	1,376	38	130
債　券	8,241	72	－
国　債	2,933	12	－
地方債	3,308	43	－
社　債	1,998	16	－
その他	27,248	408	203
合　計	36,867	519	333

32. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	500	500	－	－	－

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、26,887百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが10,372百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
34. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

退職給付債務	△ 2,264
年金資産(時価)	2,035
未積立退職給付債務	△ 246
会計基準変更時差異の未処理額	－
未認識数理計算上の差異	△ 54
未認識過去勤務費用(債務の減額)	－
連結貸借対照表計上額の純額	△ 283
退職給付に係る資産	－
退職給付に係る負債	△ 283

連結損益計算書の注記事項

注 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額　150円26銭
3. 「その他の経常費用」には、貸出金償却34,383千円を含んでおります。

自己資本の充実の状況について

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次の通りです。

資本調達手段の区分	内　　容
普　通　出　資	発行主体：兵庫信用金庫 コア資本に係る基礎項目の額に 算入された額：2,427百万円

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の自己資本比率は9.30%と国内基準の4%を上回っており、経営の健全性･安全性を保っていると評価しております。

また、将来の自己資本の充実策については、第8次中期経営計画や年度ごとに掲げる事業方針に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

あわせて、35ページ“自己資本比率について”もご参照ください。

信用リスクに関する項目

■信用リスク管理の方針及び手続の概要

10ページ“リスク管理体制”をご参照ください。

■リスク･ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク･ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

･株式会社格付投資情報センター（R&I）
･株式会社日本格付研究所（JCR）
･ムーディーズ･インベスターズ･サービス･インク（Moody's）
･S&Pグローバル･レーティング（S&P）

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には預金担保･有価証券担保･保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、多面的角度より可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で契約いただく等、適切な取扱に努めております。

当金庫が扱う担保には、預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続は、「融資共通事務手続」及び「不動産担保取扱基準」「有価証券担保取扱基準」等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を行う場合がありますが、金庫が定める事務規定等により適切な取扱に努めております。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特定の業種やエクスポージャーの種類に偏ることがないよう、分散に努めております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取扱っております。具体的には、金利スワップ取引、為替先物予約取引、有価証券（投資信託）関連取引として株価指数先物取引があります。

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産･負債が受けるリスクが相殺されるような形で管理をしております。

また、信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる運用方針の中で定めている投資枠内での取引に限定しております。

以上により当該取引にかかる市場リスク･信用リスクとも適切なリスク管理に努めております。なお、長期決済期間取引は該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫における証券化取引の役割は、投資家並びにオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握するとともに、必要に応じてリスク管理委員会等で協議し、適切なリスク管理に努めております。また、取引にあたっては、「資金運用関連規定」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用･管理を行っております。

尚、オリジネーターにあたる取引はございません。

■証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク･ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク･ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

･株式会社格付投資情報センター（R&I）
･株式会社日本格付研究所（JCR）
･ムーディーズ･インベスターズ･サービス･インク（Moody's）
･S&Pグローバル･レーティング（S&P）

■体制の整備及び運用状況の概要

当金庫は、証券化商品（再証券化商品を含む。以下同じ）への投資にあたり、次の事項を事前に確認することとしております。

･市場環境、証券化商品および裏付資産に係る市場の状況等
･証券化商品に関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であること

当金庫は、証券化商品の裏付資産の状況･パフォーマンス、証券化商品に内包されるリスク及び構造上の特性等の分析を行ったうえで、投資の可否を決定しております。

また、保有している証券化商品の管理については、定期的あるいは適時に証券化商品及びその裏付資産に係る情報を日本証券業協会ホームページや証券会社等から収集し、担当役員及びリスク管理の統括部署に報告し、統括部署は必要に応じ信用補完の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行う体制としております。

オペレーショナル･リスクに関する項目

■リスク管理の方針及び手続の概要

10ページ“リスク管理体制”をご参照ください。

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失（VaR）によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、リスク限度枠、ポジション枠の遵守状況を定期的にリスク管理委員会等へ報告しています。

一方、非上場株式やベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、「資金運用関連規定」に基づいた適正な運用･管理を行っています。リスク状況につきましても、定期的にモニタリングし、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めています。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

銀行勘定の金利リスクに関する事項

イ.「リスク管理の方針及び手続の概要」

(1)リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって、保有する資産や負債等の価値（現在価値）や、貸出金の金利差などから得られる将来収益（金利収益）が変動するリスクをいい、当金庫は、定期的に計測･評価を行い、経営体力に応じたリスクの範囲で健全性、収益性の維持向上を図る方針の下、適宜、対応を講じる態勢としております。

(2)リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

具体的に、当金庫は、銀行勘定の全ての資産、負債、オフバランス取引を対象に、一定のストレス的な金利変動シナリオを想定した場合に発生する損失額の計測や、金利更改期を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響などを定期的に評価し、ALM委員会等で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣に報告するなど、資産、負債等の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。

(3)金利リスク計測の頻度

銀行勘定の金利リスクは、毎月末を基準日として、月次で計測しております。

(4)ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）に関する説明

当金庫は、必要に応じて、有価証券の売買等を通じた資産構成の見直し、金利改定の平均満期短期化や金利スワップ取引等のヘッジ取引により金利リスクの削減を図る方針としております。

ロ.「金利リスクの算定手法の概要」

(1)開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿EVE及び⊿NII（銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。以下同じ。）並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

③流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

流動性預金への満期の割当て方法は、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提は、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

⑤複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。

⑥スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ･フローに含めるか否か等）

スプレッドは考慮しておりません。

⑦内部モデルの使用等、⊿EVE及び⊿NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

該当事項はございません。

⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明

開示初年度につき、記載しておりません。

⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

重要性テスト（⊿EVE/自己資本）は、監督上の基準である20%を超過しますが、追加分析においては、自己資本から規制上の最低自己資本比率4%に必要な自己資本を控除した範囲に収まっております。

(2)銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿EVE及び⊿NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

①金利ショックに関する説明

②金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿EVE及び⊿NIIと大きく異なる点）

当金庫では、有価証券の金利リスクとして、VaR及び125BPVを計測しております。VaR計測においては、過去5年間の金利変動に基づく金利ショックとヒストリカル･シナリオに基づく金利ショックを前提条件としております。

単体における事業年度の開示事項

自己資本の構成に関する事項

■単体自己資本比率

（単位：百万円）

項　　目	平成29年度	経過措置による不算入額	平成30年度
コア資本に係る基礎項目　（1）			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	27,954		28,596
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,393		2,427
うち、利益剰余金の額	25,656		26,264
うち、外部流出予定額（△）	94		95
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0		–
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	888		803
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	888		803
うち、適格引当金コア資本算入額	–		–
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	–		–
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	–		–
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	168		139
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	29,011		29,538
コア資本に係る調整項目　（2）			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	214	53	252
うち、のれんに係るものの額	–	–	–
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	214	53	252
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	9	2	–
適格引当金不足額	–	–	–
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	–	–	–
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	–	–	–
前払年金費用の額	–	–	–
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	–	–	–
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	–	–	–
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	–	–	–
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	–	–	–
特定項目に係る10％基準超過額	–	–	–
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	–	–	–
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	–	–	–
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	–	–	–
特定項目に係る15％基準超過額	–	–	–
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	–	–	–
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	–	–	–
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	–	–	–
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	223		252
自己資本			
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	28,788		29,285
リスク・アセット等　（3）			
信用リスク・アセットの額の合計額	303,387		299,954
資産（オン・バランス）項目	301,651		298,886
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 2,095		△807
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額	53		
うち、繰延税金資産に係るものの額	2		
うち、前払年金費用に係るものの額	–		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 2,775		△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	623		617
オフ・バランス項目	1,055		596
CVAリスク相当額を8％で除して得た額	554		472
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	126		–
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	15,122		14,650
信用リスク・アセット調整額	–		–
オペレーショナル・リスク相当額調整額	–		–
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	318,509		314,605
自己資本比率			
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	9.03%		9.30%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	平成29年度 リスク・アセット	平成29年度 所要自己資本額	平成30年度 リスク・アセット	平成30年度 所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計	303,387	12,135	299,954	11,998
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	304,270	12,170	288,702	11,548
現金	–	–	–	–
我が国の中央政府及び中央銀行向け	–	–	–	–
外国の中央政府及び中央銀行向け	70	2	–	–
国際決済銀行等向け	–	–	–	–
我が国の地方公共団体向け	29	1	–	–
外国の中央政府等以外の公共部門向け	41	1	–	–
国際開発銀行向け	–	–	–	–
地方公共団体金融機構向け	–	–	–	–
我が国の政府関係機関向け	1,148	45	1,015	40
地方三公社向け	1	0	214	8
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	48,353	1,934	45,183	1,807
法人等向け	102,431	4,097	101,204	4,048
中小企業等向け及び個人向け	64,343	2,573	66,359	2,654
抵当権付住宅ローン	7,098	283	6,660	266
不動産取得等事業向け	37,104	1,484	41,983	1,679
三月以上延滞等	1,766	70	1,497	59
取立未済手形	46	1	62	2
信用保証協会等による保証付	3,143	125	3,221	128
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	–	–	–	–
出資等	18,726	749	5,271	210
出資等のエクスポージャー	18,726	749	5,271	210
重要な出資のエクスポージャー	–	–	–	–
上記以外	19,961	798	16,028	641
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	5,877	235	4,785	191
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	4,625	185	2,375	95
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	672	26	455	18
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー			–	–
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5％基準額を上回る部分に係るエクスポージャー			–	–
上記以外のエクスポージャー	8,786	351	8,413	336
② 証券化エクスポージャー	531	21	273	10
証券化　STC要件適用分			–	–
証券化　非STC要件適用分	531	21	273	10
再証券化	–	–	–	–
③-1. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	–	–		
③-2. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			11,312	452
ルック・スルー方式			11,312	452
マンデート方式			–	–
蓋然性方式（250％）			–	–
蓋然性方式（400％）			–	–
フォールバック方式（1250％）			–	–
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	679	27	617	24
⑤ 他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 2,775	△ 111	△ 1,425	△ 57
⑥ CVAリスク相当額を8％で除して得た額	554	22	472	18
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	126	5	–	–
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8％で除して得た額	15,122	604	14,650	586
ハ. 単体総所要自己資本額　（イ＋ロ）	318,509	12,740	314,605	12,584

（注）1. 所要自己資本の額＝リスクアセット×4％
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等です。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150％になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
〈オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法〉
$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）}\times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$
5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4％

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 ＼ 業種・期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										三月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券				デリバティブ取引			
					国内		国外					
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
製造業	41,780	41,758	27,847	26,555	12,999	14,999	900	200	33	4	131	104
農業、林業	625	640	625	640	—	—	—	—	—	—	0	0
漁業	320	335	320	335	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	189	166	189	166	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	36,869	35,432	35,869	34,432	1,000	1,000	—	—	—	—	232	179
電気・ガス・熱供給・水道業	3,899	4,113	—	13	3,699	3,899	200	200	—	—	—	—
情報通信業	1,137	1,372	637	672	500	700	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	17,954	15,769	8,355	7,969	9,598	7,800	—	—	—	—	141	2
卸売業、小売業	32,340	31,951	29,237	27,851	3,101	4,100	—	—	2	—	729	332
金融業、保険業	229,327	225,768	7,181	7,205	8,502	6,695	22,800	27,199	1,553	1,552	—	—
不動産業	73,417	78,029	67,522	72,228	5,895	5,801	—	—	—	—	53	31
物品賃貸業	1,513	1,602	1,513	1,602	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	3,332	3,446	3,332	3,446	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	5,016	5,065	5,016	5,065	—	—	—	—	—	—	18	—
飲食業	6,136	6,122	6,136	6,122	—	—	—	—	—	—	312	221
生活関連サービス業、娯楽業	20,118	20,327	18,018	17,327	2,100	2,999	—	—	—	—	144	111
教育、学習支援業	687	889	687	889	—	—	—	—	—	—	299	299
医療、福祉	13,237	12,640	13,237	12,640	—	—	—	—	—	—	5	19
その他のサービス	9,198	8,963	9,198	8,963	—	—	—	—	—	—	4	4
国・地方公共団体等	109,764	113,151	33,983	36,373	71,526	71,085	2,979	4,512	—	—	—	—
個人	82,622	83,102	82,622	83,102	—	—	—	—	—	—	451	402
その他	37,341	11,647	678	281	1,797	1,296	13,900	13,500	262	—	—	—
業種別合計	726,831	702,299	352,212	353,887	120,720	120,379	40,780	45,612	1,851	1,556	2,526	1,709
1年以下	95,540	140,399	43,990	50,131	6,052	11,725	3,408	1,000	25	9		
1年超3年以下	107,439	64,301	34,236	34,725	17,250	15,915	4,430	3,649	21	10		
3年超5年以下	57,633	62,919	42,685	39,250	12,828	17,133	2,120	6,534	—	—		
5年超7年以下	59,850	55,102	32,356	30,716	7,273	7,115	8,220	4,263	—	507		
7年超10年以下	93,632	104,098	36,744	36,663	15,365	22,256	10,200	15,363	1,522	1,015		
10年超	210,417	200,386	124,167	127,038	61,449	45,733	11,000	14,800	—	14		
期間の定めのないもの	102,317	75,092	38,032	35,361	500	500	1,400	—	282	—		
残存期間別合計	726,831	702,299	352,212	353,887	120,720	120,379	40,780	45,612	1,851	1,556		

（注）1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

49ページをご参照ください。

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期末残高		当期増減額			
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
製造業	93	98	△5	4	7	7
農業、林業	8	6	△0	△1	—	—
漁業	3	3	0	△0	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	189	146	△45	△42	5	4
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	0	—	0	—	—
運輸業、郵便業	1,365	1,292	1	△73	—	—
卸売業、小売業	368	215	151	△153	7	20
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—
不動産業	271	373	△153	101	0	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	26	67	19	40	—	—
宿泊業	0	0	0	0	—	—
飲食業	89	64	11	△24	—	0
生活関連サービス業、娯楽業	389	399	△3	9	2	—
教育、学習支援業	6	4	△1	△1	0	—
医療、福祉	5	67	△2	61	—	—
その他のサービス	70	41	△3	△29	3	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—
個人	213	208	△81	△4	3	0
その他	70	69	0	△0	—	—
業種別合計	3,172	3,060	△112	△112	30	34

（注）1. 当金庫は国内の限定されたエリアにて事業活動を行なっているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	エクスポージャーの額			
	平成29年度		平成30年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	125,278	—	122,763
10%	—	57,453	—	53,678
20%	32,741	194,080	27,395	188,324
35%	—	20,281	—	19,029
50%	38,233	13,622	43,598	16,482
75%	—	83,198	—	84,197
100%	8,288	148,792	8,999	133,943
150%	—	648	—	486
200%	—	—	—	—
250%	4,200	11	3,400	—
1250%	—	—	—	—
合計	83,463	643,367	83,392	618,906

（注）1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

ポートフォリオ ＼ 信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	9,682	9,438	14,565	17,404	—	—

※当金庫は適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	—	—
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
派生商品取引合計	1,851	1,556	1,851	1,556
外国為替関連取引	160	19	160	19
金利関連取引	1,541	1,536	1,541	1,536
金関連取引	—	—	—	—
株式関連取引	149	—	149	—
貴金属（金を除く）関連取引	—	—	—	—
その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	1,851	1,556	1,851	1,556

※グロス再構築コストの額は、零を下回らないものに限っております。

証券化エクスポージャーに関する事項 オリジネーターの場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

■原資産の合計額等

該当する取引はございません。

■原資産を構成するエクスポージャーに係る三月以上延滞エクスポージャーの額等

該当する取引はございません。

■証券化取引を目的として保有している資産の額及びこれらの主な資産の種類別の内訳

該当する取引はございません。

■当期に証券化取引を行ったエクスポージャーの概略

該当する取引はございません。

■証券化取引に伴い当期中に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

該当する取引はございません。

■保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当する取引はございません。

■保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当する取引はございません。

■証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳

該当する取引はございません。

■早期償還条項付の証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額

該当する取引はございません。

■保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

該当する取引はございません。

証券化エクスポージャーに関する事項
投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

■保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度
証券化エクスポージャーの額	1,156	616
金銭信託	500	—
貸出債権	501	501
住宅ローン	155	114

■保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分（%）	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	平成29年度		平成30年度		平成29年度		平成30年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
15～ 50%未満	155	—	114	—	1	—	0	—
50～100%未満	1,001	—	501	—	20	—	10	—
100～250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—				

※所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%
ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

■再証券化エクスポージャー

該当する取引はございません。

出資等エクスポージャーに関する事項

■貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区分	平成29年度		平成30年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	14,963	14,963	8,892	8,892
非上場株式等	3,369	—	3,369	—
合計	18,333	14,963	12,262	8,892

※投資信託等の裏付資産のうち出資等に該当するものは、上場株式等に含めております。

■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度
売却益	406	276
売却損	17	298
償却	—	0

■貸借対照表で認識され、且つ、損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度
評価損益	△ 822	△ 459

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度
評価損益	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：百万円）

	平成29年度	平成30年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー		24,416
マンデート方式を適用するエクスポージャー		—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー		—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー		—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー		—

金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1 ： 金利リスク

項番		⊿EVE	
		平成29年度末	平成30年度末
1	上方パラレルシフト		16,762
2	下方パラレルシフト		20
3	スティープ化		
4	フラット化		
5	短期金利上昇		
6	短期金利低下		
7	最大値		16,762
		平成29年度末	平成30年度末
8	自己資本の額		29,285

（注）金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（2019年2月18日）による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。このため、開示初年度につき、平成30年度末分のみを開示しております。なお、昨年開示した旧基準による「金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額」（平成29年度）は、4,026百万円であります。この算出に使用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準に係るパーセンタイル値であり、平成30年度末の⊿EVEとは計測定義等が異なります。このため、両者の差異が金利リスク量の増減を示すものではありません。「パーセンタイル値」とは、保有期間1年、観測期間5年で計測された金利変動の日次データ（1,200個）より、各金利期間毎に金利変化幅を昇順に並び替えし、上から12番目を1%タイル値、下から12番目を99%タイル値といいます。

連結会計年度の開示事項

その他金融機関等（注）であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当する項目はございません。

（注）自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

自己資本の構成に関する事項

■連結自己資本比率

（単位：百万円）

項目	平成29年度		平成30年度
		経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目　(1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	28,058		28,710
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,393		2,427
うち、利益剰余金の額	25,760		26,378
うち、外部流出予定額（△）	94		95
うち、上記以外に該当するものの額	△ 0		△0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—		—
うち、為替換算調整勘定	—		—
うち、退職給付に係るものの額	—		
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	888		803
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	888		803
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	168		139
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額　(イ)	29,115		29,652
コア資本に係る調整項目　(2)			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	214	53	252
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	214	53	252
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	9	2	—
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額　(ロ)	223		252
自己資本			
自己資本の額（(イ)－(ロ)）　(ハ)	28,892		29,399
リスク・アセット等　(3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	303,441		300,013
資産（オン・バランス）項目	301,705		298,945
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 2,095		△807
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額	53		
うち、繰延税金資産に係るものの額	2		
うち、退職給付に係る資産に係るものの額	—		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 2,775		△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	623		617
オフ・バランス項目	1,055		596
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	554		472
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	126		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	15,102		14,633
信用リスク・アセット調整額	—		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—
リスク・アセット等の額の合計額　(ニ)	318,544		314,647
連結自己資本比率			
連結自己資本比率（(ハ)／(ニ)）	9.07%		9.34%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	平成29年度 リスク・アセット	平成29年度 所要自己資本額	平成30年度 リスク・アセット	平成30年度 所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計	303,441	12,137	300,013	12,000
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	304,323	12,172	288,761	11,550
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	70	2	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	29	1	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	41	1	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	1,148	45	1,015	40
地方三公社向け	1	0	214	8
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	48,353	1,934	45,183	1,807
法人等向け	102,431	4,097	101,204	4,048
中小企業等向け及び個人向け	64,343	2,573	66,359	2,654
抵当権付住宅ローン	7,098	283	6,660	266
不動産取得等事業向け	37,104	1,484	41,983	1,679
三月以上延滞等	1,766	70	1,497	59
取立未済手形	46	1	62	2
信用保証協会等による保証付	3,143	125	3,221	128
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	18,726	749	5,271	210
出資等のエクスポージャー	18,726	749	5,271	210
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	20,015	800	16,087	643
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	5,877	235	4,785	191
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	4,625	185	2,375	95
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	672	26	455	18
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー			—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー			—	—
上記以外のエクスポージャー	8,840	353	8,471	338
② 証券化エクスポージャー	531	21	273	10
証券化 STC要件適用分			—	—
証券化 非STC要件適用分	531	21	273	10
再証券化	—	—	—	—
③-1. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—		
③-2. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			11,312	452
ルック・スルー方式			11,312	452
マンデート方式			—	—
蓋然性方式（250%）			—	—
蓋然性方式（400%）			—	—
フォールバック方式（1250%）			—	—
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	679	27	617	24
⑤ 他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 2,775	△ 111	△ 1,425	△ 57
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	554	22	472	18
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	126	5	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	15,102	604	14,633	585
ハ. 連結総所要自己資本額 （イ+ロ）	318,544	12,741	314,647	12,585

（注）1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等です。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
〈オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法〉
$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）}\times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$
5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 / 業種・期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高 平成29年度	平成30年度	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引 平成29年度	平成30年度	債券 国内 平成29年度	平成30年度	債券 国外 平成29年度	平成30年度	デリバティブ取引 平成29年度	平成30年度	三月以上延滞エクスポージャー 平成29年度	平成30年度
製造業	41,780	41,758	27,847	26,555	12,999	14,999	900	200	33	4	131	104
農業、林業	625	640	625	640	—	—	—	—	—	—	0	0
漁業	320	335	320	335	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	189	166	189	166	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	36,869	35,432	35,869	34,432	1,000	1,000	—	—	—	—	232	179
電気・ガス・熱供給・水道業	3,899	4,113	—	13	3,699	3,899	200	200	—	—	—	—
情報通信業	1,137	1,372	637	672	500	700	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	17,954	15,769	8,355	7,969	9,598	7,800	—	—	—	—	141	2
卸売業、小売業	32,340	31,951	29,237	27,851	3,101	4,100	—	—	2	0	729	332
金融業、保険業	229,327	225,768	7,181	7,205	8,502	6,695	22,800	27,199	1,553	1,552	—	—
不動産業	73,417	78,029	67,522	72,228	5,895	5,801	—	—	—	—	53	31
物品賃貸業	1,513	1,602	1,513	1,602	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	3,332	3,446	3,332	3,446	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	5,016	5,065	5,016	5,065	—	—	—	—	—	—	18	—
飲食業	6,136	6,122	6,136	6,122	—	—	—	—	—	—	312	221
生活関連サービス業、娯楽業	20,118	20,327	18,018	17,327	2,100	2,999	—	—	—	—	144	111
教育、学習支援業	687	889	687	889	—	—	—	—	—	—	299	299
医療、福祉	13,237	12,640	13,237	12,640	—	—	—	—	—	—	5	19
その他のサービス	9,198	8,963	9,198	8,963	—	—	—	—	—	—	4	4
国・地方公共団体等	109,764	113,151	33,983	36,373	71,526	71,085	2,979	4,512	—	—	—	—
個人	82,622	83,102	82,622	83,102	—	—	—	—	—	—	451	402
その他	37,395	11,706	678	281	1,797	1,296	13,900	13,500	262	—	—	—
業種別合計	726,885	702,358	352,212	353,887	120,720	120,379	40,780	45,612	1,851	1,556	2,526	1,709
1年以下	95,540	140,399	43,990	50,131	6,052	11,725	3,408	1,000	25	9		
1年超3年以下	107,439	64,301	34,236	34,725	17,250	15,915	4,430	3,649	21	10		
3年超5年以下	57,633	62,919	42,685	39,250	12,828	17,133	2,120	6,534	—	—		
5年超7年以下	59,850	55,102	32,356	30,716	7,273	7,115	8,220	4,263	—	507		
7年超10年以下	93,632	104,098	36,744	36,663	15,365	22,256	10,200	15,363	1,522	1,015		
10年超	210,417	200,386	124,167	127,038	61,449	45,733	11,000	14,800	—	14		
期間の定めのないもの	102,371	75,151	38,032	35,361	500	500	1,400	—	282	—		
残存期間別合計	726,885	702,358	352,212	353,887	120,720	120,379	40,780	45,612	1,851	1,556		

（注）1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

49ページをご参照ください。

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

58ページをご参照ください。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	エクスポージャーの額 平成29年度 格付有り	平成29年度 格付無し	平成30年度 格付有り	平成30年度 格付無し
0%	—	125,279	—	122,763
10%	—	57,453	—	53,678
20%	32,741	194,080	27,395	188,324
35%	—	20,281	—	19,029
50%	38,233	13,622	43,598	16,482
75%	—	83,198	—	84,197
100%	8,288	148,845	8,999	134,002
150%	—	648	—	486
200%	—	—	—	—
250%	4,200	11	3,400	—
1250%	—	—	—	—
合計	83,463	643,421	83,392	618,965

（注）1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

59ページをご参照ください。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

59ページをご参照ください。

証券化エクスポージャーに関する事項

59・60ページをご参照ください。

出資等エクスポージャーに関する事項

60ページをご参照ください。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

60ページをご参照ください。

金利リスクに関する事項

60ページをご参照ください。

ひょうしんのネットワーク

店舗一覧 （令和元年6月末現在）

地区		店名	住所		TEL	キャッシュコーナー稼働時間 平日	土・日曜日・祝日
姫路市	1	本部	〒670-0935	姫路市北条口三丁目27番地	079(282)1255	—	—
	1	本店営業部	〒670-0935	姫路市北条口三丁目27番地	079(282)1340	8:00~21:00	9:00~19:00
	2	御幸通り出張所	〒670-0927	姫路市駅前町337番地	079(289)2122	8:00~21:00	9:00~19:00
	3	飾磨支店	〒672-8051	姫路市飾磨区清水111番地	079(234)1313	8:00~21:00	9:00~19:00
	4	西飾磨支店	〒672-8079	姫路市飾磨区今在家四丁目20番地の1	079(234)1311	8:00~21:00	9:00~19:00
	5	広畑支店	〒671-1121	姫路市広畑区東新町一丁目10番地の2	079(236)3001	8:00~21:00	9:00~19:00
	6	大津出張所	〒671-1131	姫路市大津区天神町二丁目65番地	079(239)8686	8:00~21:00	9:00~19:00
	7	蒲田出張所	〒671-1103	姫路市広畑区西夢前台四丁目213番地	079(236)2727	8:00~21:00	9:00~19:00
	8	網干支店	〒671-1234	姫路市網干区新在家1406番地	079(272)0881	8:00~21:00	9:00~19:00
	9	網干駅支店	〒671-1227	姫路市網干区和久294番地の1	079(272)4433	8:00~21:00	9:00~19:00
	10	白浜支店	〒672-8023	姫路市白浜町甲329番地	079(246)1751	8:00~21:00	9:00~19:00
	11	妻鹿出張所	〒672-8031	姫路市飾磨区妻鹿899番地の2	079(246)3141	8:45~21:00	9:00~19:00
	12	姫路中央支店	〒670-0965	姫路市東延末二丁目163番地	079(223)7871	8:00~21:00	9:00~19:00
	13	今宿支店	〒670-0055	姫路市神子岡前一丁目2番10号	079(298)3567	8:00~21:00	9:00~19:00
	14	城西支店	〒670-0084	姫路市東辻井二丁目6番31号	079(293)1111	8:00~21:00	9:00~19:00
	15	野里駅前支店	〒670-0806	姫路市増位新町二丁目18番地	079(224)2345	8:00~21:00	9:00~19:00
	16	御立支店	〒670-0074	姫路市御立西六丁目3番28号	079(297)4555	8:00~21:00	9:00~19:00
	17	家島支店	〒672-0101	姫路市家島町真浦2137番地	079(325)1122	8:45~17:00	—
	18	坊勢出張所	〒672-0103	姫路市家島町坊勢133番地	079(327)1221	10:00~15:00	—
神戸市	19	神戸中央支店	〒650-0004	神戸市中央区中山手通二丁目4番11号	078(391)6011	8:00~21:00	9:00~19:00
	20	神戸駅前支店	〒650-0027	神戸市中央区中町通四丁目2番16号	078(341)4805	8:00~21:00	—
	21	新長田支店	〒653-0841	神戸市長田区松野通三丁目3番28号	078(611)6331	8:00~21:00	9:00~19:00
	22	御旅支店	〒652-0804	神戸市兵庫区塚本通四丁目3番5号	078(575)8886	8:00~21:00	9:00~19:00
	23	六甲支店	〒657-0027	神戸市灘区永手町三丁目4番15号	078(851)2311	8:00~21:00	9:00~19:00
	24	五毛出張所	〒657-0815	神戸市灘区薬師通一丁目2番7号	078(881)6211	8:45~21:00	9:00~19:00
	25	滝の茶屋支店	〒655-0883	神戸市垂水区王居殿一丁目5番2号	078(751)1955	8:00~21:00	9:00~19:00
	26	学が丘支店	〒655-0004	神戸市垂水区学が丘四丁目22番41号	078(782)8111	8:00~21:00	9:00~19:00
	27	東灘支店	〒658-0011	神戸市東灘区森南町一丁目6番5号	078(451)0161	8:45~21:00	9:00~19:00
	28	藤原台支店	〒651-1302	神戸市北区藤原台中町一丁目2番2号	078(981)5552	8:00~21:00	9:00~19:00
	29	有野出張所	〒651-1321	神戸市北区有野台二丁目1の1	078(981)1201	8:45~20:00	9:00~19:00
	30	山の街支店	〒651-1221	神戸市北区緑町六丁目1番1号	078(581)0011	8:00~21:00	9:00~19:00
	31	鈴蘭台支店	〒651-1113	神戸市北区鈴蘭台南町六丁目14番20号	078(592)5881	8:45~21:00	9:00~19:00
西宮市	32	甲子園支店	〒663-8151	西宮市甲子園洲鳥町9番10号	0798(47)4151	8:00~21:00	9:00~19:00
明石市	33	大久保支店	〒674-0058	明石市大久保町駅前二丁目6番地の5	078(936)6231	8:00~21:00	9:00~19:00
加古川市	34	東加古川支店	〒675-0101	加古川市平岡町新在家275番地	079(423)2455	8:00~21:00	9:00~19:00
	35	加古川支店	〒675-0065	加古川市加古川町篠原町50番地の7	079(423)0131	8:45~21:00	9:00~19:00
高砂市	36	高砂支店	〒676-0072	高砂市伊保港町一丁目8番1号	079(448)6001	8:00~21:00	9:00~19:00
たつの市	37	御津支店	〒671-1341	たつの市御津町釜屋10番地の5	079(322)1151	8:00~21:00	9:00~19:00
	38	新宮支店	〒679-4313	たつの市新宮町新宮1040番地13	0791(75)3211	8:45~21:00	9:00~19:00
相生市	39	相生支店	〒678-0031	相生市旭一丁目2番地の3	0791(22)4425	8:45~21:00	9:00~19:00
赤穂市	40	赤穂支店	〒678-0239	赤穂市加里屋50番地の6	0791(43)1301	8:00~21:00	9:00~19:00
	41	尾崎出張所	〒678-0226	赤穂市さつき町11番地の9	0791(45)1238	8:00~21:00	9:00~19:00
揖保郡	42	太子支店	〒671-1561	揖保郡太子町鵤1327番地の7	079(276)4141	8:00~21:00	9:00~19:00
赤穂郡	43	上郡支店	〒678-1231	赤穂郡上郡町上郡1645番地の81	0791(52)0330	8:00~21:00	9:00~19:00
佐用郡	44	佐用支店	〒679-5301	佐用郡佐用町佐用3013番地	0790(82)2224	8:00~21:00	9:00~19:00
	45	久崎出張所	〒679-5641	佐用郡佐用町久崎248番地の8	0790(88)1155	8:45~21:00	9:00~19:00

営業地区

姫路市・加古川市・高砂市・赤穂市・相生市・加西市
明石市・小野市・三木市・三田市・神戸市・芦屋市
西宮市・宝塚市・尼崎市・宍粟市・揖保郡・たつの市
赤穂郡・佐用郡・加古郡・神崎郡

店外ATM一覧

店名	設置場所	キャッシュコーナー稼働時間 平日	土・日曜日・祝日
イオン宮西出張所	イオン宮西ショッピングセンター内	9:00~21:00	9:00~19:00
イオンモール姫路リバーシティー出張所	イオンモール姫路リバーシティー1階	9:00~21:00	9:00~19:00
イオンモール姫路大津出張所	イオンモール姫路大津1階	9:00~21:00	9:00~19:00
ヤマダストアー網干店出張所	ヤマダストアー網干店入口横	9:00~21:00	9:00~19:00
姫路赤十字病院出張所	姫路赤十字病院2階ホール	8:00~20:00	9:00~17:00
姫路循環器病センター出張所	姫路循環器病センター本館1階玄関ロビー	9:00~18:00	—
ヤマダストアー新辻井店出張所	ヤマダストアー新辻井店2階	9:00~21:00	9:00~19:00
コープ砥堀出張所	コープこうべ姫路砥堀店1階	9:00~21:00	9:00~19:00
コープ田寺出張所	コープこうべ姫路田寺店1階	8:00~20:00	9:00~17:00
アスパ高砂出張所	アスパ高砂1階	9:00~19:00	9:00~17:00
イオンタウン相生出張所	イオンタウン相生店駐車場内	9:00~20:00	9:00~19:00
赤穂市民病院出張所	赤穂市民病院1階	9:00~17:00	—
主婦の店赤穂店出張所	主婦の店赤穂店内	9:00~21:00	9:00~19:00
播磨科学公園都市出張所	播磨科学公園都市光都プラザ内	9:00~18:00	9:00~18:00 ※土曜日のみ
三日月出張所	佐用町役場三日月支所玄関横	8:45~19:00	9:00~17:00

■ひょうしんホームページアドレス　http://www.shinkin.co.jp/hyoshin/